

事 務 連 絡
令和2年6月19日

建設業者団体の長 宛て

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長
建設市場整備課長

令和2年度第2次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、建設業においては、「3つの密」対策等に取り組んでいただいているところです。

引き続き、困難な状況にある国民・事業者の方々をしっかりと支え、雇用と事業と生活を守り抜くとともに、次なる流行のおそれに万全の備えを固めていく観点から、令和2年度1次補正予算を強化するため、財政支出約73兆円、事業規模約117兆円の令和2年度第2次補正予算が令和2年6月12日に成立いたしました。

本年5月1日に、令和2年度第1次補正予算に係る建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を送付したところですが、今般の令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえ、建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を別紙1のとおり、特に雇用調整助成金及び持続化給付金の活用について別紙の2のとおりまとめております。雇用調整助成金については、中小企業の助成率の上限が10/10に引き上げられ、対応期間が9月末まで延長されたほか、上限額が15,000円に引き上げられております。

貴職におかれましては、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

以上

資金繰り関係

建設業向け金融事業 [別添①、②]

○地域建設業経営強化融資制度

・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。

また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。

○下請債権保全支援事業

・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、早期に資金化することが可能となります。

<金融支援事業について> <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>

支援内容一覧 [別添③]

セーフティーネット保証4号・5号の対象拡大 [別添④]

・売上高が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証(※)を受けることができます。

(※)一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証

4号保証【地域指定】・・・3/23に47都道府県が指定

5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用 [別添⑤]

・セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。

⇒セーフティネット保証枠と併せて最大5.6億円の信用保証別枠の確保が可能

民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添⑥]

・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

<対象要件>セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

※2次補正で利子上限額が引き上げ

セーフティーネット貸付の要件緩和 [別添⑦]

・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

無利子・無担保融資 [別添⑧～⑪]

※2次補正措置あり

○日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

○商工中金による危機対応融資

・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。

○マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)

・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

○特別利子補給制度

・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫]

※2次補正措置あり

・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添⑬]

・(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置 [別添⑭]

・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

DBJ・商工中金による危機対応融資 [別添⑮]

・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 [別添⑯]

新規

・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例 [別添⑰]

■給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象

■貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)

■償還期限：2年以内 ■貸付利子：無利子

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策②（二次補正後）

資金繰り関係

税制関係

納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添⑱]

- ・2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。
- ・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付 [別添⑲]

- ・資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。
- ・今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

固定資産税等の軽減 [別添⑳]

- ・中小企業・小規模事業者の税負担を軽減のため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

簡易課税制度の適用に関する特例 [別添㉑]

- ・影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができます。
- ※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能。

<税制関係特例について> https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

雇用対策関係

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）

[別添㉒-1]（詳細は[別添㉒-2]）

拡充

- ・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。今般、助成内容・対象が大幅に緩和。

■助成内容・対象

- 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ **中小企業10/10**、大企業3/4)
- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 など

■受給要件

- 支給限度日数は通常1年間で100日までであるが、緊急対応期間(4/1～**9/30**)は、年間支給限度日数とは別に本助成金が利用可能
- 生産指標の要件を緩和
- 事業所設置後1年未満も対象 など

■主な2次補正拡充内容

- ・上限額が1人1日当たり1万5000円まで拡充、出向期間の条件が緩和
- ・上記赤枠部(解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充、対応期間延長)
- ※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

<雇用調整助成金について> https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00004.html

小学校休業等対応助成金 [別添㉓]

- ・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、
①労働者(保護者)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成
②委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

■給付額

①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円)

②【個人向け】

就業できなかった日について、1日あたり4,100円定額

※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額

■給付対象者

- ①【事業主向け】子ども(※)の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
- ②【個人向け】子ども(※)の世話をを行う必要となった保護者で、一定の要件(個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている)を満たす方

(※)A:臨時休業等した小学校等に通う子ども

B:感染などにより休む必要がある子ども

<小学校休業等対応助成金について> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策③（二次補正後）

給付金関係

持続化給付金 [別添②-1]

(詳細は、中小法人等向け[別添②-2]、個人事業者等向け[別添②-3])

・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

■給付額

・法人は200万円、個人事業者等は100万円（昨年1年間の売上からの減少分を上限）

■給付対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が全年同月比で50%以上減少

<計算方法>

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

・事業収入を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

<持続化給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金特別定額給付金（仮称）

新規

・新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施。

■給付額

中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給

※なお、本給付金等に係る雇用保険法の臨時特例等に関する法律案が成立したところではありますが、詳細な内容はまだ公表されておられませんので、後日更新されましたらご案内いたします。

法案については、下記参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf>

家賃支援給付金（仮称）の創設 [別添②]

新規

・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。

■給付対象者

・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少

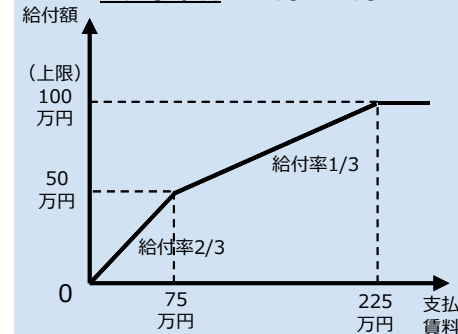
②連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少

■給付額・給付率

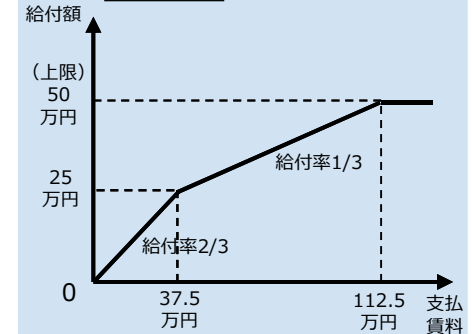
・申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

→法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

<法人事業者：1か月あたり月額>



<個人事業者：1か月あたり月額>



<特別家賃支援給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

特別定額給付金 [別添②]

■給付額

・給付対象者1人につき10万円

■給付対象者

・基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

※収入による条件はありません。

<特別定額給付金について> <https://www.kyufukin.soumu.go.jp>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策④（二次補正後）

その他(事業再開・設備投資等)支援関係

生産性革新推進事業による

事業再開支援パッケージ [別添②⑦]

拡充

・「通常枠」に加え、新型コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設け、事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ <u>3/4</u>
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・ <u>3/4</u>
		【事業再開枠】50万円・定額(10/10)	
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・ <u>3/4</u>

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

【事業再開の枠の対象】

業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

- ・消毒、マスク、清掃
- ・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニルシート等)
- ・換気設備
- ・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、サーモカメラ、キーレスシステム等)
- ・掲示・アナウンス(従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの)

【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、下記のいずれかに合致する取組であること

- ・**類型A: サプライチェーンの毀損への対応**
(例) 部品調達困難による部品内製化
- ・**類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換**
(例) 自動精算機、キャッシュレス決済導入
- ・**類型C: テレワーク環境の整備**
(例) WEB会議システム等の導入

<中小機構・生産性革新推進事業ポータルサイト> <https://seisansei.smrj.go.jp/>

厚生年金保険料等の猶予制度 [別添②⑧]

- ・厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、換価の猶予又は納付の猶予が認められる場合があります。
- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の一部免除されます。

・また、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)について、特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、徴収猶予を行うことが可能。

働き方改革推進支援助成金 [別添②⑨]

・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

中小企業強靱化対策事業 [別添③⑩]

・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。

➢ 新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援

➢ 認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援などを受けることが可能
 <事業継続力強化計画について>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

税制関係

固定資産税の特例の拡充・延長 [別添③⑪]

・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間固定資産税が減免(※)されますが、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限が2年間延長。

※通常、評価額の1.4%のところ、投資後3年間、ゼロ〜1/2軽減
 (軽減率は、各自治体によって異なります)

中小企業経営強化税制の拡充、運用の弾力化 [別添③⑫]

・新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型を追加。

・事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7%の税額控除を認める。

※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要

・また、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は申請を受理することします。

<経営力向上計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

少額減価償却資産の特例 [別添③⑬]

・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能。

雇用調整助成金及び持続化給付金の活用について (6月19日現在)

※5月1日からの主な変更点に下線

雇用調整助成金

○雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大が行われております。

- ・休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業4／5、大企業2／3）
- ・解雇等を行わず、雇用を維持している場合の助成率の引き上げ（中小企業10／10、大企業3／4）

※ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額15,000円（令和2年6月15日時点）を上限額とする

- ・教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）等

※システムの不具合により、「雇用調整助成金等オンライン受付システム」は受付を停止しております。（6月15日現在）

申請をお急ぎの場合は、お手数をお掛けいたしますが、郵送又は最寄りの助成金センター又はハローワークにご提出下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○雇用調整助成金の具体的な申請手続等については、以下の資料をご参照ください。

- ・雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）（6月12日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf>

＜支給対象となる事業主＞P.3～

※有給休暇は対象外となります。

※前年同期や前々年同期1ヶ月と比較できない又は比較しても指標が5%以上減少せず、要件を満たさない場合は、計画届を提出する月の前年同月から計画届を提出月の前々月までの間の適当な1ヶ月との比較が可能となります。

＜支給の対象となる期間と日数＞P.5～

＜支給対象となる休業＞P.6～

＜追加支給＞P.7～

○6月12日付の特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日から適用するため、既に支給決定を行っている事業主などに対して、追加の助成額を支給。

①支給申請済で支給未決定の事業主：追加支給の手続きは不要。差額（追加支給分）も含めて支給。

②すでに支給決定された事業主：追加支給の手続きは不要。すでに支給した額との差額は令和2年7月以降に支給。

- ③支給申請済の事業主で、過去の休業手当を見直し、従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主：追加支給の手続きが必要。令和2年9月30日までに、「再申請書（様式）」「支給要件確認申立書（様式）」「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額が分かる書類」、「休業させた日や時間が分かる書類（対象労働者を増やした場合）」を提出。

＜支給申請に必要な書類＞P.9

＜申請のための具体的な記載例＞P.12～

- 動画による紹介

<https://www.youtube.com/watch?v=EQfBvFVI7as>（前編）

<https://www.youtube.com/watch?v=XVcfLhVmh30>（後編）

- 雇用調整助成金FAQ（5月29日現在版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635723.pdf>

- お問い合わせ窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html

○事業の継続のためにも雇用の維持が重要ですので、雇用調整助成金を活用して、雇用の維持に努めて頂くようお願い致します。

○なお、解雇して失業給付を受けた方が従業員にとってメリットがあるという判断をした他業種の事業者があるとの報道もありますが、

- 従業員は、休業の場合は休業手当、解雇された場合は雇用保険の基本手当を受けることとなりますが、休業手当は「休業前3か月の平均賃金」を、雇用保険の基本手当は「離職前6か月の平均賃金」を基礎として算定され、足下の業績悪化の賃金への影響の程度や個々の従業員の年齢や収入等によるため、雇用保険の基本手当を受ける方が従業員にとってメリットがあるという判断は必ずしも正しくありません。
- 解雇の場合、国民健康保険・国民年金加入に伴う手続上の負担の発生や、将来受給できる報酬比例部分の年金額の減少など、解雇にともないデメリットが生じることもあります。また、雇用保険の基本手当の受給を目的として再雇用を前提とした解雇を行う場合は、支給対象とならないおそれもあります。
- 解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、解雇が無効になることとされているほか、やむを得ず解雇をする場合であっても、原則として、少なくとも30日前に解雇の予告をするか、解雇予告手当（30日分以上の平均賃金）を支払うことが必要です。
- このため、まずは、雇用調整助成金を活用し、雇用継続の努力が十分になされることが大変重要です。

持続化給付金

○新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため、事業全般に広く使える持続化給付金が創設され、本給付金は元請・下請の別なく、また、一人親方を含む個人事業者も対象となります。

＜給付額＞法人200万円、個人事業者100万円

＜支給対象＞

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大影響等により、前年同月比（※）で事業収入が50%以上減少している者

（※）対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

（※）月当たりの収入の変動が大きい事業者については、少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること等を条件とする特例を使用することが可能。

詳細については、

- ・中小法人は次頁に記載する『持続化給付金申請要領 中小法人等向け（速報版）（5月9日現在）』P.27～28
- ・個人事業者は『持続化給付金申請要領 個人事業者等向け（速報版）（5月9日現在）』P.31

をご参照下さい。

（※）持続化給付金ホームページのダウンロード画面掲載のエクセルにて、給付額算定シミュレーションが可能です。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/downloads/>

- ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、一人親方を含む個人事業者を広く対象

○経済産業省は、5月1日（金曜日）より、「持続化給付金」の申請受付を開始しました。

「持続化給付金」の事務局ホームページから、申請いただけます。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501003/20200501003.html>

持続化給付金のホームページで電子申請をすると、事務局で申請内容を確認し通常2週間程度で入金されます。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

※給付金の申請期間は令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）までとなります。

電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日（金）の24時までとなります。

○また、経済産業省・中小企業庁は、4月27日（月）に持続化給付金の申請要領等（速報版）を公表しました。本動画では、申請要領（速報版）に記載している内容のうち、申請方法の流れについて解説しております。

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/5364/>

・ 持続化給付金申請要領 中小法人等向け（速報版）（5月9日現在）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

＜概略（申請の流れ等）＞P.3～

＜申請フォームに入力する情報（例）＞P.4

売上情報

●対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

（2019年度か2018年度の金額）

●決算月（1月～12月）

●対象月の月間事業収入（2020年度の売上減少月の収入）

●直前の事業年度対象月の月間事業収入

添付書類

①確定申告書別表1の控え（1枚）及び法人事業概況説明書の控え（2枚）の計3枚

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること

②対象月の月間事業収入がわかるもの

※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

＜支給対象者・不給付要件＞P.6

※申請時に休業中の場合でも、事業を再開する意思があれば給付対象となる。

＜申請期間・方法＞P.7

＜給付額の算出例＞P.9～

＜申請の入力情報、添付書類等＞P.13～

＜申請のための具体的な記載例＞P.14～

・ 持続化給付金申請要領 個人事業者等向け（速報版）（５月１日現在）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf

＜概略（申請の流れ等）＞P.3～

＜申請フォームに入力する情報（例）＞P4.

売上情報

- 2019年の年間事業収入
 - 対象月の月間事業収入（2020年の売上減少額の金額）
 - 2019年の対象月と同月の月間事業売上
- 【申請金額】（＝給付見込額）は自動計算されます

添付資料

①-1 青色申告の場合 計3枚（aのみ1枚も可）

(a) 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）

及び

(b) 所得税青色申告決算書の控え（2枚）

※(a)のみを提出する場合は、P10を要確認

①-2 白色申告の場合 計1枚

2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）

※確定申告書第一表の控には収受日付印が押されていること

②対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確に記載されている）

※売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする

＜支給対象者・不給付要件＞P.6

※申請時に休業中の場合でも、事業を再開する意思があれば給付対象となる。

＜申請期間・方法＞P.7

＜給付額の算出例＞P.9～

①-1 青色申告の場合

前年同月比で売上が50%以上減少している月の月間事業収入を比較する。

※ただし、青色申告を行っている者で、

- ①所得税青色申告決算を提出しない者（任意）
- ②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③相当の事由により当該書類を提出できない者

は、白色申告を行っている者等と同様、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較する。

①-2 白色申告の場合

前年度の月平均の事業収入（年間事業収入の平均÷12月）と、収入額が50%以上減少した月の月間事業収入を比較する。

＜申請の入力情報、添付書類等＞P.13～

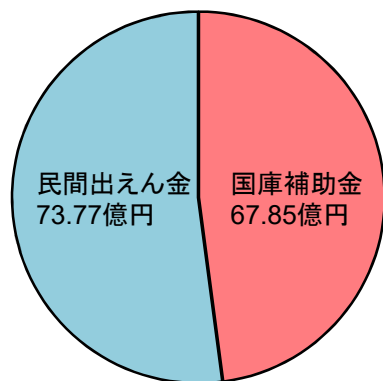
＜申請のための具体的な記載例＞P.14～

- 本制度は、元請建設企業が公共工事等の発注者の承諾を得たうえで、工事請負代金債権を譲渡し、融資を受ける仕組み。
- 債権を譲渡された事業協同組合、公共工事前払金保証会社の子会社等（融資事業者）は、当該債権を担保に、国費と民間出えん金で造成された「建設業安定化基金」の債務保証を受けて資金調達を行い、元請建設企業に対し低利での融資が可能。
- 元請建設企業への円滑な資金供給により、工事途中段階における資金繰りの改善、経営基盤の強化が図られるとともに、下請建設企業に対する適正な代金の支払いを促進し下請建設企業の保護、連鎖倒産の防止に寄与。

（一財）建設業振興基金

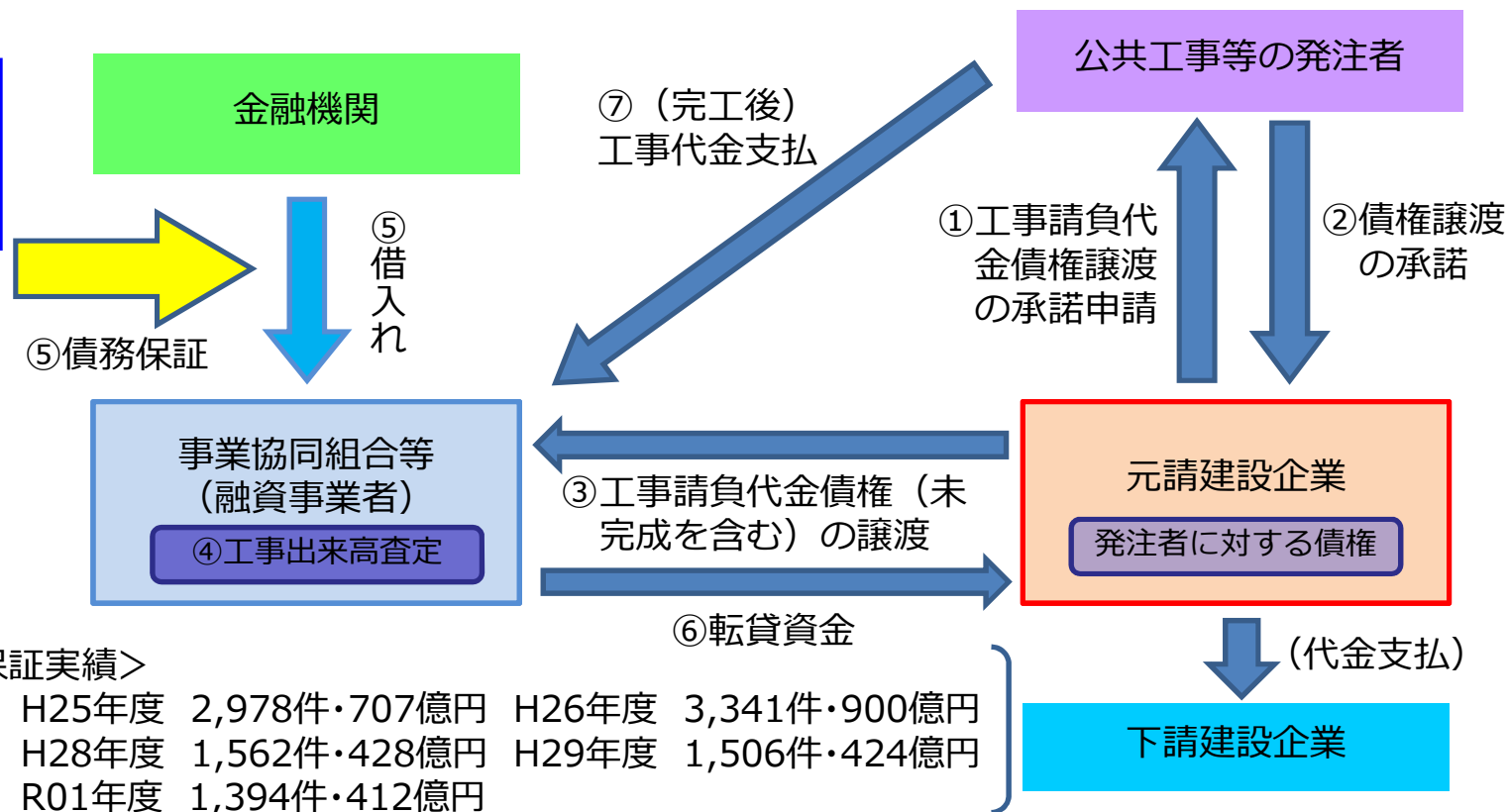
建設業安定化基金

基金残高 141.62億円
（令和元年度末）
（令和3年3月末まで）



＜建設業安定化基金・債務保証実績＞

H24年度	2,970件・694億円	H25年度	2,978件・707億円	H26年度	3,341件・900億円
H27年度	2,372件・620億円	H28年度	1,562件・428億円	H29年度	1,506件・424億円
H30年度	1,515件・417億円	R01年度	1,394件・412億円		



下請債権保全支援事業（平成22年3月～）

別添②

- 建設業の重層下請構造において、下請建設企業・資材業者が元請建設企業に対して有する下請代金等債権を保全することにより、下請建設企業等の経営・雇用の安定、元請建設企業の資金繰り悪化等による連鎖倒産の防止を図ることが必要。
- 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権について、元請からの債権回収が困難となった場合に、当該債権の支払いをファクタリング会社が保証する仕組みを構築。本基金により、
 - ・元請の倒産等により保証債務が履行された際に、ファクタリング会社に対し一定の範囲内で損失を補償。
 - ・下請建設企業等がファクタリング会社に支払う保証料が許容可能な水準に収まるよう、保証料を助成。

基金事業の終了予定時期は毎年度見直し：
令和2年度末まで1年間の延長

※ 基金がすべて取り崩された場合には、その時点で終了

＜保証総額＞

H29年度：431億円
H30年度：355億円
R01年度：322億円

建設業債権保全基金

基金残高 32.23億円
(令和元年度末)

緊急リスク軽減

保証料負担軽減

損失補償
運営費
1.0%

債権の回収困難時に、
損失補償
(損失補償割合75%)

保証料負担軽減のための
助成
保証料の1/3
(年率1.5%上限)

保証料

ファクタリング
会社

下請が元請に有する代金等債権の支払を保証

国庫補助金
32.23億円

元請建設企業

・工事の発注
・下請代金の
支払い

・工事の施工
・資材の提供

下請建設企業等

元請に対する債権

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円）

+

SN保証枠（2.8億円）

+

危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：5月1日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）

5号：80%保証（指定業種）

別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：

100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。



民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

別添⑥

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。
各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

セーフティネット貸付の要件緩和

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）

：0120-327790（中小事業）

沖縄公庫：0120-981-827

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による

別添⑧

新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度
(10ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。
7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金 【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】中小事業6億円（拡充前3億円）、
国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【**利下げ限度額**】中小事業2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※金利は令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】



平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827



土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額】6億円（拡充前3億円）

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：2億円（拡充前1億円））

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

【お問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）
を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（**拡充前3,000万円**）となります。

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から一般マル経で借入を行った場合でも、要件に合致する場合は、**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業・商工中金2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構
 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515
 【受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。また、公庫の既往債務の借換も実質無利子化の対象。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構
 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515
 【受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

7月頭より、借換え限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 **2億円** (拡充前1億円)、
 - 国民事業 **4千万円** (拡充前3千万円)
- (2) 商工中金 **2億円** (拡充前1億円)

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 **6億円** (拡充前3億円)、
 - 国民事業 **8千万円** (拡充前6千万円)、
- (2) 商工中金 **6億円** (拡充前3億円)

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

商工中金 相談窓口 0120-542-711

➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476 (国民)、0120-327790 (中小)

沖縄公庫：0120-981-827

商工中金 相談窓口 0120-542-711

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

別添⑬

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

① 掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

② 掛金月額の減額

掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

別添⑭

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

経営セーフティ共済とは

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

<償還（返済）中のお客様>

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6か月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

<これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6か月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6か月の据置期間に加え、6か月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

<令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

<令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

※6か月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

< (a) 掛止めをする >

掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め (a) と掛金月額額の減額 (b) の手続きを同時に行うことができます。

※掛金の掛止め (a) により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

< (b) 掛金月額を減額する >

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位)

< (c) 掛金の納付期限を延長する >

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくことになります (ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。(機構必着)

【各種申請様式・詳細】

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP (特例措置関連ページ)

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html



中小企業基盤整備機構HP
(特例措置関連ページ)

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

DBJ・商工中金による 危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定

準備が整い次第、資本性劣後ローンと中堅企業向け金利引下げを実施。

① 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します

② 中堅企業向け金利引下げ

中堅企業に対して、当初3年間▲0.5%の利下げを実施します

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口） 0120-598-600

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

中小企業向け資本性資金供給・ 資本増強支援事業

別添⑯

新規

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

1. 資本性劣後ローン

(7月1日から事前相談開始。システム構築後の8月上旬制度開始予定。)

日本公庫及び商工中金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

2. 中小企業経営力強化支援ファンド（再掲）

地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。

また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。(45ページ参照)

3. 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

(ファンドの基本的なスキーム)



【お問合せ先】中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。3月25日より申請受付開始。

■ 緊急小口資金

→ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子】無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

→ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利子】無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。
※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認ください。
掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告（及び納税）にお困りの方>（詳細はP66）

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長	全事業者	申告が必要な以下の税 - 申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税 - 消費税 ・贈与税 - 相続税 の申告（※） → 申告期限以降も、柔軟に受付 ✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません ✓ 申告書の作成又は来署することが可能になった時点での税務署への申し出で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限（延長された期限を含む。）までにお支払いが困難な方**

		原則全ての税（詳細はP67）
納税の猶予	事業収入が 20%以上減少	2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → 無担保＋延滞税なしで、1年間納税猶予
	個別の事情がある場合	国税（詳細はP68） - 原則、1年間猶予（状況に応じて更に1年間猶予される場合あり） 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 財産の差押えや換価（売却）が猶予 ※税務署において所定の審査を行います。 ※地方税においても、国税と同様の措置を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP69） <個別の事情> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気ににかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合

〇イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



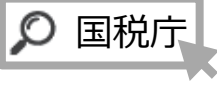
1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	・4月16日（木）まで期限を延長
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	・ <u>4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付</u>
贈与税	令和2年3月16日(月)	※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

- ◆ 4月17日（金）以降申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 国税庁 で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2020年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

2020年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ◆ 原則、1年間納税猶予が認められます。
- ◆ 担保の提供は不要です。
- ◆ 猶予期間中の延滞税が免除されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その1）を取得すると、「新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）

※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）

- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf



3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

◆ 原則、1年間猶予が認められます。

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。

◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



4. 個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

1. 欠損金の繰戻し還付制度

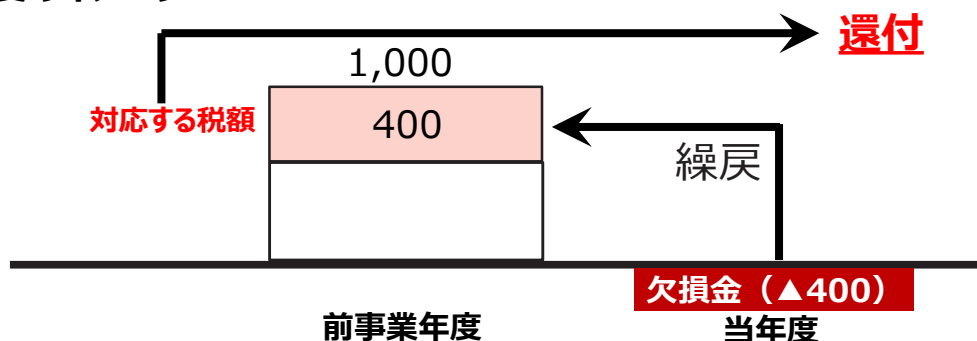
資本金 1 億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金 1 億円以下）	→ 資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

○制度のイメージ

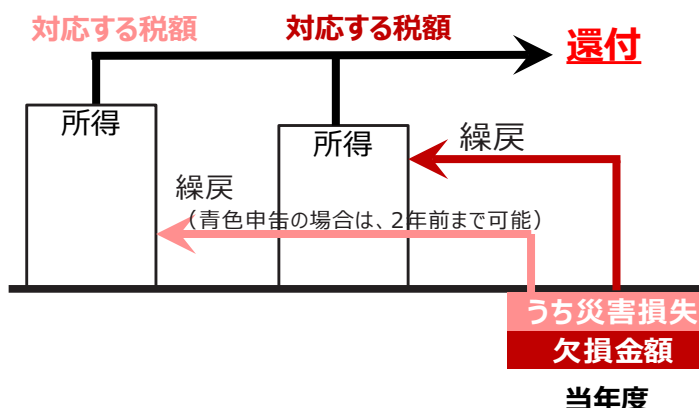


2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前 1 年（青色申告書を提出する法人である場合には、前 2 年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ



例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

(※1) **納税猶予**の要件

→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
前年同期比概ね**20%以上減少**

(※2) **軽減・免除**の要件

→ 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率

・**50%以上減少** : **ゼロ**
・**30%以上50%未満** : **1/2**

支払い 時期 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日まで に取得したもの。 ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した 構築物も対象) ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。			

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。詳細はP 65をご覧ください。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する 3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国 (導入促進指針の策定) 協議 ↑ ↓ 同意 市町村 (導入促進基本計画の策定) 申請 ↑ ↓ 認定 中小企業 (先端設備等導入計画の策定)	対象地域	全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
	対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
	特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

特例の対象となる事業者

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、
**令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち
任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、
著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者**

消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- **特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。**

※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

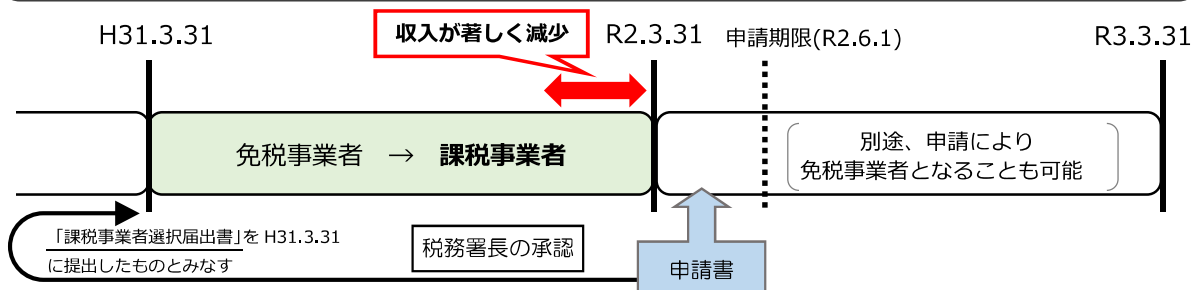
※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

- **また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、
2年間の継続適用要件等は適用されません。**

※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

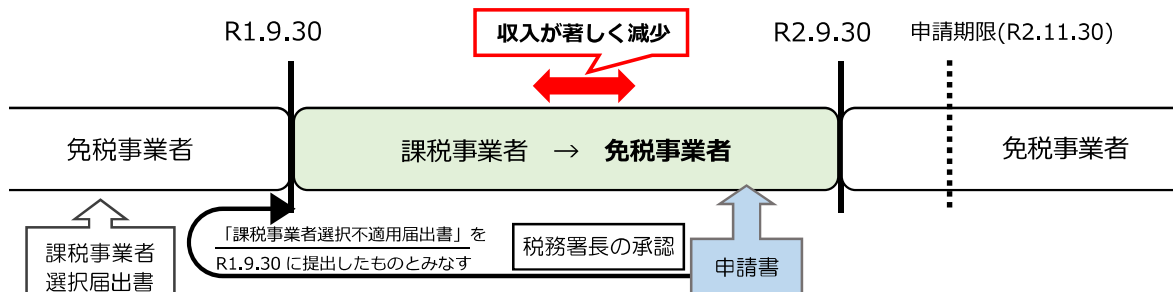
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】※下線が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用

（※その他は休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までの場合に適用）

○助成内容・対象の大幅な拡充

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

- ⑦ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は、5%減少）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ 休業規模の要件を緩和
- ⑫ 支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和
- ⑬ 出向要件を緩和（「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に）

○活用しやすさ

- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ 申請書類の大幅な簡素化
- ⑱ 休業等計画届の提出が不要（令和2年5月19日より）
- ⑲ オンライン申請の開始（運用開始が延期となっておりますので、お待ちください。）

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ



雇用調整助成金の特例措置

更なる拡大について（6月12日～）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について】

1. 助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ

これまで、雇用調整助成金の助成額の上限額は、対象労働者1人1日あたり8,330円となっていたが、今般、令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練について、**企業規模を問わず上限額を15,000円に引き上げる**こととしました。

2. 解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）となっていたが、今般、この**助成率を一律10/10に引き上げる**こととしました。

3. 遡及適用について

- ✓ 1・2については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、**令和2年4月1日に遡って適用**となります。
なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、**再度の申請手続きは必要ありません。**

- ① 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主
⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。
- ② 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主
⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。

- ✓ ①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続が必要となります。

【緊急対応期間の延長について】

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、令和2年4月1日から同年6月30日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置を講じてきました。

今般、**緊急対応期間の終期を3か月延長**することとし（**令和2年9月30日まで延長**）、上記助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

【出向の特例措置等について】

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、**緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和**しました。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金の特例措置

更なる手続きの簡素化（5月19日～）

オンライン申請受付の運用開始の延期

雇用調整助成金の手続きを大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル：<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>

【更なる簡素化の内容1】実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、**小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。**

「助成額」＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

【更なる簡素化の内容2】休業等計画届出の提出が不要に

休業等計画届について、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、令和2年6月30日までの事後提出を可能とし、2回目以降の提出は不要としていました。今般、申請手続きの更なる簡略化のため、**初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとすることとしました。**

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

【更なる簡素化の内容3】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の1ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の1か月の所定労働日数」×12

【雇用調整助成金のオンライン申請開始】

※大変ご迷惑をおかけいたしますが、**5月20日からの運用開始を延期いたします。詳細は厚生労働省HP等にて発表いたします。**

これまで、雇用調整助成金の支給申請は、窓口へ持参するか郵送しなければなりませんでした。が、事業主の更なる利便性向上のため、**オンラインでの申請受付を開始します（運用開始の期日は追って発表します）。**

オンライン申請URL：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金 ガイドブック (簡易版)

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間

(4月1日～9月30日)

※期間が延長されました

このガイドブックは、緊急対応期間（令和2年4月1日～9月30日）に休業を実施した場合についての支給要件や助成額、申請方法等をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は、要件や助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク（公共職業安定所）
令和2年6月12日現在

— 目 次 —

●新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について	1
●支給申請に必要な書類	2
第Ⅰ部 支給の要件	
1 支給対象となる事業主	3
2 支給対象となる期間と日数	5
3 支給対象となる休業	6
4 助成額	7
第Ⅱ部 受給の手続き	
1 手続きの流れ	8
2 支給申請の手続き	8
3 支給申請に必要な書類	9
4 その他	11
第Ⅲ部 申請のための具体的な記載例	12

＜このガイドブックの利用に当たって＞

- このガイドブックは、雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給について主な内容を取りまとめたものです。
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。
- このガイドブックの記載内容は令和2年6月12日現在のもので、今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページでお知らせします。

また、記載内容の詳細については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の 特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から9月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。

(6月12日に、緊急対応期間を9月30日まで延長しました)

特例以外の場合の 雇用調整助成金	4月1日から9月30日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(4/1創設))
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10（中小）、3/4（大企業）
日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～ 6月30日 ） 5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	出向期間要件 1ヶ月以上1年以内

※赤字は特例による拡大措置

支給申請に必要な書類（休業）

5/19から、計画届は
提出不要となりました

	書類名	備考
①	様式新特第4号 雇用調整事業所の事業活動の 状況に関する申出書	【添付書類】 月ごとの売上などがわかる書類 ※ 売上簿や収入簿、レジの月次集計など (既存書類の写しで可)
②	様式新特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	役員名簿を添付した場合は役員等一覧の記入は不要
③	様式新特第9号 休業・教育訓練実績一覧表	自動計算機能付き様式
④	様式新特第8号 助成額算定書	自動計算機能付き様式 ※ 所得税徴収高計算書を用いる場合は、当該計算書を添付
⑤	様式新特第7号 (休業等) 支給申請書	自動計算機能付き様式
⑥	休業協定書	【添付書類】 (労働組合がある場合) 組合員名簿 (労働組合がない場合) 労働者代表選任書 (※) ※ 実績一覧表に署名または記名・押印があれば省略可
⑦	事業所の規模を確認する書類	事業所の従業員数や資本額がわかる書類 ※ 既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※ 中小企業の人数要件を満たす場合、資本額がわかる書類は不要
⑧	労働・休日の実績に関する書類	休業させた日や時間がわかる書類 ※ 出勤簿、タイムカード、の写しなど (手書きのシフト表などでも可)
⑨	休業手当・賃金の実績に関する書類	休業手当や賃金の額がわかる書類 ※ 賃金台帳や給与明細の写しなど

※ ①、⑥、⑦は2回目以降の提出は不要（ただし、⑥は失効した場合、改めて提出が必要）

※ 小規模事業主（従業員がおおむね20人以下）の方は、「小規模事業主向け 雇用調整助成金支給申請マニュアル」で申請に必要な書類をご確認ください。

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

第Ⅰ部 受給の手続き

休業とは

休業とは、労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず、労働することができない状態をいいます。このため、次のような場合は、本助成金の支給対象となりません。

（支給対象とならない例）

- ・労働の意思そのものがない場合（ストライキや有給休暇など）
- ・労働能力を喪失している場合（新型コロナウイルスに感染した場合等による休職・休暇など）

1 支給対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次の（１）から（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）雇用調整の実施

本助成金の特例は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主が支給対象となります。具体的には、上記の下線部についてそれぞれ次のア～ウを満たしていることが必要です。

ア 「新型コロナウイルス感染症の影響」とは

「新型コロナウイルス感染症の影響」とは次のような理由で経営環境が悪化していることをいいます。

【理由の一例】

- ① 観光客のキャンセルが相次いだことにより、客数が減り売上が減少した。
- ② 市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上が減少した。
- ③ 行政からの営業自粛要請を受け休業したことにより、客数が減り売上が減少した。 など

イ 「事業活動の縮小」とは

売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間（休業した月（その前月または前々月でも可））の値が1年前の同じ月に比べ（※1）（※2）**5%（※3）以上減少**していることです。

※1 1年前の同じ月を比較対象とすることが適当でない場合は、2年前の同じ月との比較が可能です。

※2 1年前や2年前の同じ月と比較しても要件を満たさない場合、休業した月の1年前の同じ月から休業した月の前月までの間の適当な1か月との比較が可能です。

※3 P5の対象期間の初日が令和2年4月1日より前の場合は、10%以上減少していることが要件となります。

★ いずれの場合も、比較する月は1か月間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、1か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

ウ 「労使間の協定」とは

本助成金は、休業の実施時期や日数、対象者、休業手当の支払い率などについて、事前に労使との間で書面による協定がなされ、その決定に沿って実施することを支給要件としています。

労使とは、事業主と労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者のことです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に書面による協定を結ぶことが難しい場合は、労働組合等との確約書等による代替が可能です。

(2) その他の要件

本助成金を受給する事業主は、(1)の他にも次の要件を満たしていることが必要です。

- ① **雇用保険適用事業主**であること（雇用保険被保険者を1人以上雇用する事業所の事業主）
- ② 「受給に必要な書類」について、
 - a 整備し、
 - b 受給のための手続に当たって労働局等に提出するとともに、
 - c 保管して労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出すること。
- ③ 労働局等の実地調査を受け入れること

(3) 不支給要件

本助成金を受給する事業主は、次のいずれの場合にも該当していないことが必要です。

- ① 暴力団又は暴力団員又はその関係者である。
- ② 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。
- ③ 倒産している。
- ④ 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾していない。

※ 次の①と②のいずれの場合も、緊急対応期間の特例として、本来の不支給措置期間に「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」を、緊急対応期間後（令和2年10月1日）から追加されることを承諾した場合は、本助成金を申請することができます。

- ① 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年または5年の不支給措置期間を経過していない場合
- ② 他の事業主において平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金の不正受給に関与した役員等が、申請事業主に所属している場合

ただし、過去の不正受給について、返還すべき請求金が課されている事業主の場合には、支給申請の日までに全て返還している場合に限ります（他の事業主の不正受給に関与した役員等が所属している場合も同じです）。

2 支給の対象となる期間と日数

支給の対象となる期間と日数は、次のとおりです。

(1) 対象期間

本助成金は、**1年の期間**内に実施した休業について支給対象となりますが、この1年の期間を「**対象期間**」といいます。

休業を行う場合は、本助成金を受給しようとする事業主が指定することができます（例えば、休業の初日から1年間や暦月（1日から月末まで）で12ヶ月分など）。

(2) 判定基礎期間

休業を行う場合、原則として対象期間内の実績を1ヶ月単位で判定し、それに基づいて支給がなされます。この休業の実績を判定する1ヶ月単位の期間を「**判定基礎期間**」といいます。

「**判定基礎期間**」は原則として、**毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日まで**の期間です。ただし、毎月の賃金の締め切り日が特定されない場合などは暦月とします。

（例）

賃金の締め切り日：毎月末日

→ 判定基礎期間（休業実績を判定する1ヶ月間）：○月1日～○月30日（31日）

(3) 支給対象期間

本助成金は、通常は毎月の「判定基礎期間」ごとに支給申請をします。このとき支給申請する判定基礎期間を「**支給対象期間**」といいます。複数の判定基礎期間（複数月）を同時に申請することもできますが、その場合でも、休業の実績一覧表などは、毎月の判定基礎期間ごとに作成・提出する必要があります。

(4) 支給限度日数

本助成金を受けることができる支給限度日数は、1年間で100日分、3年で150日分が上限です。ただし、**緊急対応期間中に実施した休業は、この支給限度日数には含めません**。

※ 支給日数の計算方法

この場合の支給日数の計算において、休業を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業の延べ日数を、休業を実施する事業所の労働者のうち本助成金の対象となりうる「対象労働者」の人数で除して得た日数を用います。

（例）

事業所における対象労働者10人、うち6人が5日ずつ休業

→ $6人 \times 休業5日 = 30人日$ / 事業所全体10人 = 支給日数3日（残り97日）と数えます。

3 支給対象となる休業

支給対象となる休業は、(1)の「対象労働者」に対して実施した(2)に該当する休業です。

(1) 対象労働者

本助成金の「対象労働者」は、上記1の「支給の対象となる事業主」に雇用されている雇用保険被保険者（次の①、②を除く）です。ただし、雇用保険被保険者以外の方は、要件を満たした場合「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

- ① 解雇を予告されている方、退職願を提出した方、事業主による退職勧奨に応じた方（ただし、解雇予告された日や退職願を提出した日までは対象労働者となります。）
（解雇や退職の翌日から安定した職業に就職することが決定している方は対象になります。）
- ② 日雇労働被保険者
- ※ 他の助成金等の支給対象となる方が、雇用調整助成金の支給対象の場合は、いずれか一方の助成金しか受けることができません。

(2) 休業

本助成金の対象となる「休業」は次の①～⑥のすべてを満たす必要があります。

- ① 労使間の協定による実施されるものであること。
- ② 事業主が自ら指定した対象期間内（1年間）に行われるものであること。
- ③ 判定基礎期間における対象労働者に係る休業の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の $\frac{1}{40}$ （大企業の場合は $\frac{1}{30}$ ）以上となるものであること（休業等規模要件）。
- ④ 休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第26条の規定（平均6割以上）に違反していないものであること。（注：休業手当の額は平均賃金の6割以上とする必要があります）
- ⑤ 所定労働日の所定労働時間内において実施されるものであること
- ⑥ 所定労働日の全日（丸1日）にわたる休業、または所定労働時間内に部署・部門や職種、役職、担当、勤務体制、シフトなどにより行われる1時間以上の短時間休業、または事業所一斉に行われる1時間以上の短時間休業であること。

短時間休業について

○ 緊急対応期間中は、次のような短時間休業も支給対象となります。

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間休業（部署・部門ごとの休業）
例）客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業
- ② 常時配置が必要な者を除いた短時間休業（職種・仕事の種類ごとの休業）
例）ホテルの施設管理者等を除いた従業員の短時間休業
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業（勤務体制ごとの短時間休業）
例）8時間3交替制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業

※なお、①～③以外でも、これらの考え方と同じような短時間休業も支給対象となります。

4 助成額

助成額は、①×②に休業した延べ日数を乗じて算出します。1人1日当たりの上限額は15,000円です。

① 休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額（※1）

② 助成率（**中小企業： $\frac{4}{5}$ ，大企業： $\frac{2}{3}$** ）（※2）

ただし、解雇等を行わず雇用維持を行う場合（**中小企業： $\frac{10}{10}$ ，大企業： $\frac{3}{4}$** ）（※2）

※1 次の①から③までのいずれかの方法で計算します。

① 前年度1年間における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、前年度1年間における1か月平均の雇用保険被保険者数及び年間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

② 判定基礎期間の初日が属する年度または前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の支給額を人員及び月間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

（この方法で計算した場合は、使用した所得税徴収高計算書を添付してください。）

③ 小規模事業主（従業員がおおむね20人以下）の場合は、実際に支払う休業手当の総額

※2 緊急対応期間を1日でも含む判定基礎期間の場合の助成率です。

追加支給

○ 6月12日付の特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日から適用するため、既に支給決定を行っている事業主などに対して、追加の助成額をお支払します。

① 支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- ・ 追加支給の**手続きは「不要」**です。
- ・ **差額（追加支給分）も含めて支給**します。

※審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

② すでに支給決定された事業主の方

- ・ 追加支給の**手続きは「不要」**です。
- ・ **すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給**します。差額（追加支給分）は令和2年**7月以降**に順次お支払します。

③ 支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- ・ 追加支給の**手続きが「必要」**です。
- ・ 令和2年**9月30日**までに次の書類をご提出ください。

「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」、「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」、「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

第Ⅱ部 支給申請の手続き

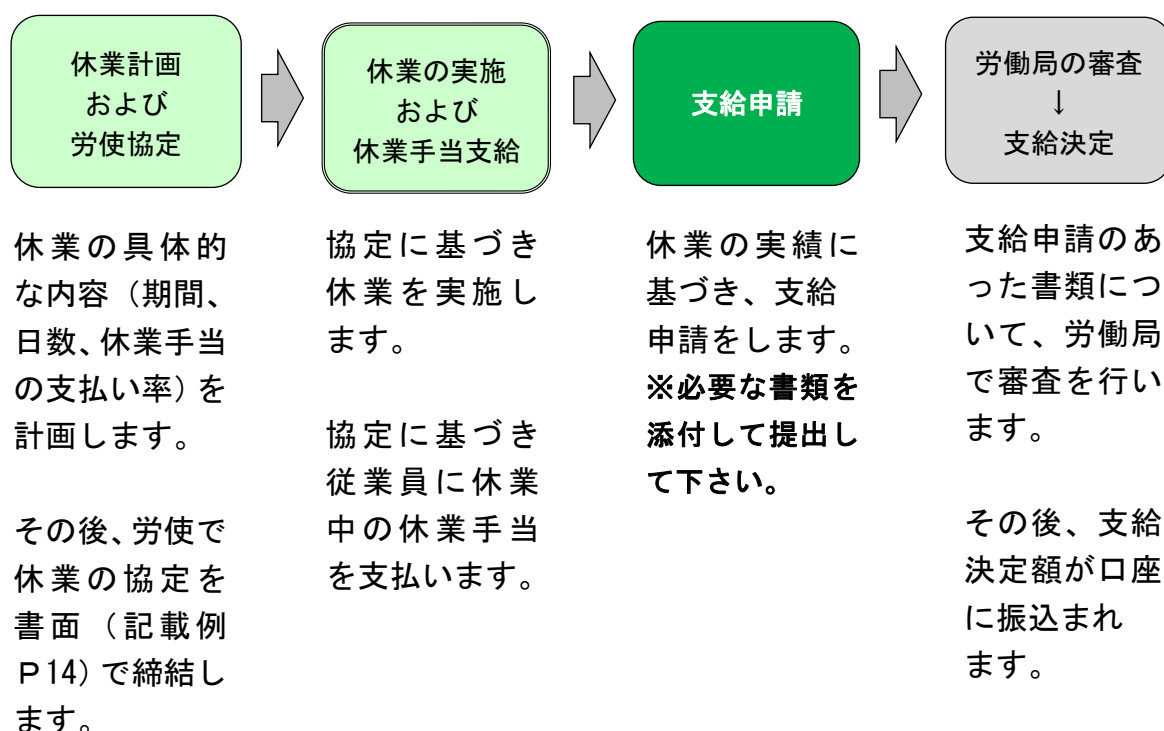
1 手続きの流れ

受給までの手続きの流れは、おおむね次のとおりです。

通常は、休業を実施する前に計画届を提出する必要がありますが、5月19日以降から行う支給申請については、**計画届の提出は不要**となりました。

ただし、計画届を提出する際に提出する他の書類は、支給申請時に提出していただきます。

【イメージ図】



2 支給申請の手続き

休業実施後、支給申請に必要な書類をそろえ、事業所の住所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。支給申請に必要な書類は次の3に記載しています。

郵送で提出する場合は、郵送事故防止のため、必ず簡易書留など配達記録が残る方法で、郵送してください。その場合、申請期限までに到達していなければなりませんので、ご注意ください。

なお、申請期限は「支給対象期間」の最終日の翌日から起算して2か月以内ですが、判定基礎期間の初日が1/24～5/31までの申請期限は、特例により令和2年8月31日までとなります。

本助成金を受給しようとする事業主は、支給申請に必要な書類を整備・保管し、労働局等から追加の提出を求められた場合には、それに応じて速やかに提出してください。

また、提出した書類は支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

3 支給申請に必要な書類

支給申請に必要な書類は、次のとおりです。

書類の種類		提出時期
様式新特第4号	雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	○
様式新特第6号 (共通要領様式第1号)	支給要件確認申立書・役員等一覧	●
様式新特第9号	休業・教育訓練実績一覧表	●
様式新特第8号	助成額算定書	●
様式新特第7号	(休業等) 支給申請書	●
確認書類②	事業所の状況に関する書類	○
確認書類①	休業協定書	○ (※)
確認書類③	労働・休日の実績に関する書類	●
確認書類④	休業手当・賃金の実績に関する書類	●

- 初回の提出のみでよい書類
(※ 休業協定書は、失効した場合は改めて提出が必要)
- 支給申請ごとに提出する書類

ア 「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」の添付書類

① 生産指標の確認のための書類

最近1か月分及び1年前の同じ月など比較した月の売上高、生産高又は出荷高などを確認できる書類

既存の「売上簿」「営業収入簿」「会計システムの帳票」など。写しでも可。

イ 確認書類① (休業協定書)

① 休業等の実施について労働組合等との間で締結した協定書

休業を実施する場合は「休業協定書」。次ページに示す事項が記載されていることが必要。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で、労働組合等との協定を締結することが困難である事業主は、労働組合等との確約書等でも代替可能です。

② 労働者代表の確認のための書類

労働組合等との協定書に署名または記名押印した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための次の書類。

(ア) 労働組合がある場合

組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類

(イ) 労働組合がない場合

「労働者代表選任書」

なお、様式特第9号「休業・教育訓練実績一覧表(新型コロナウイルス感染症関係)」に協定を締結した労働者代表の署名または記名・押印があれば省略することが可能です。

ウ 確認書類②（事業所の状況に関する書類）

- ① 事業所が中小企業に該当しているか否かの確認等のための書類
常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」及び「役員名簿」などの書類

エ 確認書類③（労働・休日の実績に関する書類）

- ① 労働日・休日及び休業の実績の確認のための書類
- a 各対象労働者の労働日・休日及び休業の実績が明確に区分され、日ごと又は時間ごとに確認できる「出勤簿」「タイムカード」などの書類
 - b シフト制、交替制又は変形労働時間制をとっている場合は、労働者ごとの具体的な労働日・休日がわかる「勤務カレンダー」「シフト表」などの書類

オ 確認書類④（休業手当・賃金の実績に関する書類）

- ① 休業手当・賃金及び労働時間の確認のための書類
休業期間中の休業手当として支払われた賃金の実績が確認できる「賃金台帳」「給与明細書」などの書類（判定基礎期間を含め前4か月分（賃金や手当の支払い方法が協定に定める方法と相違ないと確認できる場合は1か月分））
なお、休業日に支払われた休業手当と、通常の労働日（時間）に支払われた賃金・手当等とが明確に区分されて表示されていることが必要ですが、休業手当等の額と賃金の額が同額である場合は、休業手当等の額が区分されていなくてもかまいません。

中小企業と大企業

中小企業とは次に該当する企業をいい、大企業とは中小企業に該当しないものをいいます。

小売業（飲食店を含む）
サービス業
卸売業
その他の業種

資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
資本金1億円以下又は従業員100人以下
資本金3億円以下又は従業員300人以下

労働組合等と締結する「休業協定書」に必要な記載事項

「休業協定書」には次の(1)～(4)について記載する必要があります。

- (1) 休業の実施予定時期・日数等
休業を実施する予定の時期（始期及び終期）、及びその間の休業の別の日数等
- (2) 休業の時間数
原則として一日の所定労働時間（又はその時間に対応する始業時刻と終業時刻）。時間数が複数にわたる場合は別紙としてもよい。労働者1人当たりの時間数や、全労働者の延べ時間数の予定がある場合は付記する。
- (3) 休業の対象となる労働者の範囲及び人数
休業の期間内において当該休業を実施する部門、工場等の別、及びそれぞれの部門等において休業の対象となる労働者の人数（確定していればその確定数、未確定であればその概数）
- (4) 休業手当の額又は教育訓練中の賃金の額の算定基準
※ 休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第26条の規定（平均6割以上）に違反していないものであることが必要。

4 その他

(1) 不正受給

不正受給（偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けたり、受けようとするをいいます。）の防止を図るために、労働局においては、事業所に対し立入検査等へのご協力をお願いするとともに、不正受給の事実が判明した場合には、事業主名の公表等厳しい対応を行っております。

不支給措置期間中であるものの、P 4 の「1 支給対象となる事業主」（3）※の特例を利用して本助成金を申請し、再度不正受給を行った場合は、助成金が支給されません。また、通常よりも厳しい請求金を求めます。

(2) 併給調整

本助成金は、休業における判定基礎期間について、同一の賃金等の支出について、他の助成金を受給している場合は、支給対象となりません。

本助成金とは別に、他の助成金を受けている場合や、他の助成金を受けようと考えている場合は、詳しくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークにご相談ください。

第Ⅲ部 申請のための具体的な記載例

【支給申請に必要な書類】

1	様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	13
2	休業協定書	14
3	教育訓練協定書	15
4	(作成手順1) 様式新特第6号 支給要件確認申立書(雇用調整助成金)	16
5	(作成手順2) 様式新特第9号 休業・教育訓練実績一覧表	19
6	(作成手順3) 様式新特第8号 雇用調整助成金助成額算定書①	20
	(作成手順3) 様式新特第8号 雇用調整助成金助成額算定書②	21
7	(作成手順4) 様式新特第7号 雇用調整助成金(休業等)支給申請書	22

※ 休業協定書および教育訓練協定書は、所定の事項が記載されていれば、任意に作成した様式を用いることができます。

また、様式は厚生労働省HPにてダウンロードすることができます。裏面も含めて最新のものを印刷して利用してください。

※ 小規模事業主(従業員がおおむね20人以下の事業主)の方向けに、より簡易に作成できる様式を公開しております。小規模事業主の方向けのマニュアルとあわせてダウンロードし、ご活用ください。

1.【雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書の記載例】

様式新特第4号 (R2.6)

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。
下記の記載事項については、いずれも相違ありません。
なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

令和2年5月15日

事業主 住 所 〒123-4567

又は 名 称 ○○興業株式会社

代理人 氏 名 代表取締役 安定太郎

事業主の印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿
(飯田橋 公共職業安定所長経由)

事業主又は 住 所 〒

(提出代行者・事務代理者) 名 称

社会保険労務士 氏 名

㊞

	A 判定期間の指標 令和2年 4月 1日から 令和2年 4月 30日まで	B Aに対応する期間の指標 平成31年 4月 1日から 平成31年 4月 30日まで	C A/B×100	添付書類	※ 確 認 欄
月 間 売 上 高 ()	124,000 円	148,000 円	83.8	総勘定元帳	

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。(はい ・ いいえ)

(例)・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など

2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。(はい ・ いいえ)

(例)・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など

3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。(はい ・ いいえ)

(例)・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反(その疑いを含む)により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為(その疑いを含む)により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要(受注量、客数等)の減少等によるものである。(はい ・ いいえ)

(例)・需要の減少又は集客の困難
・その他これらに準ずる経済事情の変化 など

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

当社においては、一般住宅の壁や天井、商業施設や体育館等の建築に必要な合板の製造を行っている。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、合板の製造に必要な資材の一部が海外から届かなくなり、ストックもなくなった。この結果、合板製造が困難となり、売上が前年同期比でおよそ16%減少したため、事業活動の縮小を余儀なくされることになった。

(表面)

A、B欄は、1か月間の平均値

例：休業開始の日……令和2年4月10日

判定基礎期間の初日…令和2年4月1日(毎月末日が賃金締切日)

A欄記入値……令和2年4月1日～4月30日(判定基礎期間の初日が属する月)

B欄記入値……平成31年4月1日～4月30日(A欄の月の前年同月)

※ A、B欄に計算の結果端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入して下さい。
C欄は小数点以下が生じても端数処理を行わず、小数点第1位までを記載して下さい。

※ 前年同期を比較対象とすることが適当でない場合は、前々年同期1か月との比較が可能です。

※ 前年同期や前々年同期1か月と比較出来ない又は比較しても指標が5%以上減少せず、要件を満たさない場合は、判定基礎期間の初日が属する月の前年同月から判定基礎期間の初日が属する月の前々月までの間の適当な1か月との比較が可能です。

※ 複数の判定基礎期間について申請するときは、いずれかの判定基礎期間の初日が属する月をA欄とすることができます。

売上高によりがたい場合は生産高等を括弧内に記入して生産実績表、出荷伝票等の添付書類を併せて提出してください。

添付書類の例

建設業……総合推移損益計算書、工事請負契約書等

電気工事業……工事請負契約書等

製造業……総勘定元帳、生産実績表、出荷伝票等

運送業……出荷伝票等

サービス業……損益計算書、総勘定元帳等

※ 例示した書類以外にも提示を求めることがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて、記載をお願いします。

裏面がありますので、必ず申出書の裏面を読んだ上で申請してください。

2. 休業協定書（例）

〇〇株式会社と〇〇株式会社労働組合とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

一斉短時間休業を行
わない場合はこれら
の規定は不要です。

記

1. 休業の実施予定時期等

休業は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇カ月間において、これらの日を含め〇日間実施する。

→ ただしそのうち〇日間は短時間休業とする。

2. 休業の時間数

休業は、始業時刻（9時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。

→ ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち4時間行う。

3. 休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね〇人をできる限り輪番によって休業させるものとする。

→ ただし短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。

4. 休業手当の額の算定基準

休業中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の〇%相当額の休業手当を支給する。

→ ただし短時間休業の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

なお賃金には〇〇手当と〇〇手当を含むものとする。

(1) 1日当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金 その月額 ÷ 1月の所定労働日数

ロ. 日ごとに支払う賃金 その日額

ハ. 時間ごとに支払う賃金 その時間額 × 1日の所定労働時間数

(2) 1時間当たりの賃金額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金 その月額 ÷ 1月の所定労働日数
 ÷ 1日の所定労働時間数

ロ. 日ごとに支払う賃金 その日額 ÷ 1日の所定労働時間数

ハ. 時間ごとに支払う賃金 その時間額

5. 雑則

この協定は令和〇年〇月〇日に発効し、令和〇年〇月〇日に失効する。

失効した場合、2回
目以降の申請時には
改めて結んだものの
添付が必要です。

令和〇年〇月〇日

〇〇工業株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印

3. 教育訓練協定書(例)

〇〇株式会社と〇〇株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う教育訓練の実施に関し下記のとおり協定する。

記

事業主が教育訓練の実施の管理を行う場合、外部講師を招いて行う場合を含めて「事業所内訓練」、外部機関に委託して行う場合は「事業所外訓練」として取り扱われます。

1. 教育訓練の実施予定時期等
教育訓練は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇カ月間において、これらの日を含め〇日間実施する。
ただしそのうち〇日間は半日訓練とする。
2. 教育訓練の時間数
教育訓練は、始業時刻（9時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。
ただし半日訓練の場合、この時間帯のうち4時間行う。
なお従業員1人当たりの教育訓練時間は〇時間とする。
3. 教育訓練の対象者
教育訓練の対象者は〇〇部門に所属する従業員とし、教育訓練実施日においてはそのうち概ね〇人に受講させるものとする。
4. 教育訓練の実施主体
教育訓練は、△△教育サービス株式会社に委託して行う。
5. 教育訓練の内容
教育訓練の内容は、〇〇技能向上訓練及び製品の品質管理の専門知識の付与とする。（カリキュラムは別紙のとおり）
6. 教育訓練の実施施設
教育訓練は、△△教育サービス株式会社〇〇研修所（〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇）内で実施する。
7. 教育訓練の指導員（講師）
教育訓練の講師は、△△教育サービス株式会社所属の主任指導員〇〇〇〇その他別紙に掲げる指導員が担当する。
8. 教育訓練中の賃金額の算定基準
教育訓練中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の100%相当額の賃金を支給する。
ただし半日訓練の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の100%相当額の賃金を支給する。
なお賃金には〇〇手当と〇〇手当を含むものとする。
 - (1) 1日当たりの賃金額の算定方法
 - イ. 月ごとに支払う賃金 その月額÷1月の所定労働日数
 - ロ. 日ごとに支払う賃金 その日額
 - ハ. 時間ごとに支払う賃金 その時間額×1日の所定労働時間数
 - (2) 1時間当たりの賃金額の算定方法
 - イ. 月ごとに支払う賃金 その月額÷1月の所定労働日数
÷1日の所定労働時間数
 - ロ. 日ごとに支払う賃金 その日額÷1日の所定労働時間数
 - ハ. 時間ごとに支払う賃金 その時間額
9. 雑則
この協定は令和〇年〇月〇日に発効し、令和〇年〇月〇日に失効する。

3時間以上～所定労働時間未満の訓練を「半日訓練」といいます。

実施施設を特定できるように記載します。特に、実施施設が事業所の外にある場合、その名称と住所を記載します。

教育訓練中の賃金額を通常の賃金の100%未満とする場合は、労働契約又は就業規則において支給割合等の規定が必要です。

失効した場合、2回目以降の申請時には改めて結んだものの添付が必要です。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印

4. 【支給要件確認申立書記載例（表面）】

様式新特第6号 (R2.6)

支給要件確認申立書（雇用調整助成金）		※1 確認欄
事業主記載事項		
1 法人名：〇〇興業株式会社	法人番号：1234567891011	年 月 日確認
2 事業所名称：飯田橋支店		確認者
3 雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号）：1234-567890-1		
○ 事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを○で囲んでください）（後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。） 4 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年（平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は3年）を経過していない、または、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。		左欄4について はい いいえ
5 <u>（4がはいの方のみ）</u> 不支給措置期間中であるが、支払い義務を負った金額（※）の全てを支給申請日までに支払っており、本来の不支給措置期間（再度不正受給を行った場合は、当該不正受給に関して設定される不支給措置期間）に加えて、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給措置期間として令和2年10月1日に設定されることを承諾している。 ※ 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる場合は、当該役員等が関与した不正受給に関して支払い義務が生じた金額		（左欄4がはいの方のみ回答してください） 左欄5について はい・いいえ
6 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある（緊急対応期間において、当該滞納した労働保険料について、緊急対応期間終了後に納付することに承諾している場合を除く。）。 7 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている（緊急対応期間において、本助成金を受給した場合には、本来の不支給期間に加えて、「緊急対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給期間として令和2年10月1日に設定されることを承諾している場合を除く。）。 8① 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員である。 ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 9 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。 10 倒産している。		（左欄6～10について はい いいえ ）
11 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。 12 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。 13 休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない 14 「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。 15 （雇用調整助成金等オンライン受付システムにおいて申請した場合）オンラインで提出した書類については、原本と相違ない。		（左欄11～15について はい いいえ
16 雇用されている労働者（雇用保険未加入者を含む）及び派遣労働者の数が、令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上である。 17 （16がいいえの方のみ）季節要因及び一時的な受注増等に対応したため、労働者の数が減少したものである。 18 令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの間に解雇等を行っていない。		はい いいえ はい いいえ はい いいえ

4. 【支給要件確認申立書記載例（裏面）】

様式新特第6号

令和2年5月XX日

東京 労働局長 殿

(飯田橋 公共職業安定所長)

1から18までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から18までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに請求金(※)を弁済します。

※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額です。5において不支給措置期間中に本助成金を受給する場合に、再度不正受給を行った場合には、上記のうち③の「不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額」は「不正受給により返還を求められた額の200%に相当する額」となります。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

事業主 住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3 電話番号 03-1234-5678

名称 〇〇興業株式会社

氏名 代表取締役 安定 太郎

事業主の印

(記名押印又は署名)

代理人又は 住所 電話番号

社会保険労務士 名称

(提出代行者・事 氏名

務代理者の表示)

(記名押印又は署名)

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の記名押印又は署名を、下欄に社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は同規則第16条の3の規定により記名押印をしてください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、下欄に代理人の記名押印又は自署による署名をしてください。

【代理人又は社会保険労務士(以下「代理人等」という。)記載欄 ※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合(偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。)は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所(又は法人等)の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間(取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで)は、助成金に係る代理人等が行う申請又は提出代行、事務代理に基づく申請ができないことについて承諾します。

代理人又は 住所 電話番号

社会保険労務士 名称

(提出代行者・事 氏名

務代理者の表示)

(記名押印又は署名)

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の記名押印等をしてください。

3、4頁目がありますので、必ず申立書の3、4頁目を読んだ上で申請してください。

4. 【支給要件確認申立書（別紙）記載例】

様式新特第6号

（別 紙）

役員等一覧

法人名 〇〇興業株式会社

法人番号 1234567891011

事業所名称 飯田橋支店

雇用保険適用事業所番号（無い場合は労働保険番号） 1234-567890-1

役員等名 (漢字)	役員等名 (カナ)	役職	生年月日
安定 太郎	アンテイ タロウ	代表取締役	1961 年 4 月 × 日
安定 花子	アンテイ ハナコ	代表取締役副社長	1962 年 5 月 × 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

注1) 法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記載してください。

注2) 「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注3) 個人事業主の場合、事業主本人について記載ください（役職除く）。

注4) 役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名（旧姓）も併記してください。

5. 【休業/教育訓練 実績一覧表 記載例】

様式新特第9号 休業・教育訓練実績一覧表（新型コロナウイルス関連）（R2.6）

[☒ 休業
☒ 教育訓練] 実績一覧表

判定基礎期間(休業等の初日～末日)
令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 4 月 30 日

休業・教育訓練対象者							③ 月間所定労働日数 (日)	④ 全日休業 (日)	⑤ 短時間休業 (時間)	⑥ 教育訓練 (日)
①氏名	(4桁 - 6桁 1桁)									
1	〇〇〇〇	1300	-	123456	-	1	21	7	6	1.5
2	×××× (注:4月10日に自己都合による退職願を提出、4月10日以前の実績について記載)	1300	-	123457	-	1	8	1	3	0
3	△△△△	1300	-	123458	-	1	21	7	6	0
4	□□□□	1300	-	123459	-	1	21	5	6	0.5
5	◇◇◇◇	1300	-	123460	-	1	21	3	10.5	0
6			-		-					
7			-		-					
8			-		-					
9			-		-					
10			-		-					

⑩技能実習生に教育訓練を行った場合、下記届出書を提出しているかご確認ください。
・外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出している。 ☐

○事業主及び協定をした労働者代表は、本表に記載した内容（③、⑦、⑪、⑫を除く）が労使協定に定めるところによったものであることを確認し、①の休業・教育訓練対象者については、解雇予告をされたこと、退職願を提出したこと、事業主による退職勧奨に応じたこと、併給調整の対象となる助成金を受給していること等により対象とならない者が含まれていないことを誓約します。
○また、事業主は、上記の実施状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力し、上記について、偽り・誤り、労働基準法に違反する取り扱いがないことを誓約します。

令和 2 年 5 月 15 日※
事業主 〇〇興業株式会社
(事業所番号 1234 - 567890 - 1)
安定 太郎 事業主の印
協定をした労働者代表 ※
労働 次郎 労働者代表の印

	⑦	⑧	⑨	⑩
③～⑥の小計	92	23	31.5	2.0
合 計※	92	23	32	2

⑪代表的な1日の 所定労働時間 (時間)※	8	⑫短時間 休業 (⑨の合計/ ⑪) (日)※	4
-----------------------------	---	------------------------------------	---

⑬休業・教育訓練対象者数(人) ※	5
⑭休業対象者(人) ※	2
⑮教育訓練対象者数(人) ※	2

(注)複数枚にわたる場合、※欄は最終ページのみに記入。
1 枚目 / 1 枚中

判定基礎期間に おいて、休業と教育訓練を両方を実施した場合は、休業に係る部分と教育訓練に係る部分をそれぞれ同一の用紙に記入して提出してください。

判定基礎期間内に対象被保険者について転出入、被保険者資格の喪失又は解雇の予告等があったときは、その旨及びその事実の生じた年月日を①欄に注記するとともに（記入スペースがない場合には次の行を使用してください）、当該対象被保険者についてはその事実の生じた日まで（転入の場合は、その日の翌日から）の分についてのみ記入してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
(青色のセルは自動計算されます。)

外国人技能実習生に対して雇用調整助成金の対象となる教育訓練を行う場合、外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出していることが必要です。提出している場合にはチェックを記載してください。

休業協定書の事業主及び労働者代表の方が記名・押印または署名してください。

実績一覧表が複数にわたる場合、最終ページの様式に事業主及び協定をした労働者代表の記名・押印または署名があれば、最終ページまでの様式は省略しても差し支えありません

● 事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合
・ 祝日を含む週休2日制の場合
... 月20日
・ 祝日を含まない週休2日制の場合
... 月22日 としても可

● 部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合
その部署等にに従事する年度末の労働者数等（※）により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数を記入してください。
なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。

● 休業の場合
全日休業欄には、1日休業を実施した日数を記入してください。
また、短時間休業欄には、短時間休業を実施した時間の合計を記入してください。
ただし、個人ごと及び日ごとに30分未満は切り捨てて記入してください。
例) 2時間40分→2.5時間

● 教育訓練の場合
事業所内訓練を半日実施した場合、事業所外訓練を半日実施した場合については0.5日として計算してください。

⑦欄～⑩欄の上段には、同じページの③欄～⑥欄の数字の小計を記入し、下段は最終ページにおいて、全ページの上段の数字の合計（小数点以下切り上げ）を記入して下さい。

複数枚にわたる場合は、同じ様式を使用してください。その場合は、「△枚目／○枚中」と記入してください。

裏面がありますので、必ず実績一覧表の裏面を読んだ上で申請してください。

6. 【雇用調整助成金助成額算定書記載例】①（（１）～（６）欄）

次の（１）（２）のいずれかの方法で算出してください。（様式上では、選択できます）

（１）「労働保険料確定申告書」を使用する場合
① 直近の「労働保険料確定申告書（※）」の確定保険料算定内訳欄（雇用保険分）ハ「雇用保険法適用者分」に記載している賃金総額を記入してください。
（※ 事務組合に委託している場合は、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」から記入してください。）
② 事業所の前年度における各月の月末の被保険者数を平均して算定してください。

（２）「所得税徴収高計算書」を使用する場合
判定基礎期間の初日が属する年度又は前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載された俸給給料等（01）欄の「支給額」を賃金総額として、同欄の「人員」を当該１か月平均被保険者数として記入してください。
（使用した計算書を支給申請の際に添付してください。）

（４）欄の平均賃金額に休業等協定書において定めた手当等の支払い率を乗じて求めた額を記入します。
基本給とその他手当との支払い率が異なる場合は、低い方の支払い率を使って算定してください。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

※ この様式による申請が２回目以降である場合、（１）～（４）までは省略して差し支えありません。
各欄の端数については（４）及び（６）～（８）は切り上げ、（２）、（３）欄は小数点以下を切り捨ててください。

様式新特第８号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

雇用調整助成金助成額算定書

（事業所名）	〇〇興業株式会社		（事業所番号）	1234-567890-1	
（１）賃金総額 利用した書類を記入してください。 （ a. 労働保険料確定保険料申告書 ）	13,500,000 円				
（２）前年度１年間の１箇月平均の雇用保険被保険者数	5 人				
（３）年間の所定労働日数	259 日				
（４）平均賃金額 〔（１）／（（２）×（３））〕	10,425 円				
	休業		教育訓練		
	全日	短時間			
（５）休業手当等の支払い率 ※ 就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率	85 %	85 %	100 %		
（６）基準賃金額 〔（４）×（５）〕	8,862 円	8,862 円	10,425 円		

雇用保険の適用事業所番号を記載してください。

次の（１）（２）のいずれかの方法で算出してください。

● 労働者毎に休業手当等の支払い率が異なる場合
適用される労働者の数が最も多い支払い率としてください。
もしくは、各支払い率の単純平均または各支払い率が適用される労働者数により加重平均をした支払い率でも可です。

（例）
休業手当支払い率60%の従業員 5人
休業手当支払い率80%の従業員 2人
休業手当支払い率100%の従業員 3人

（最も多い支払い率）
60（％）
（単純平均）
 $(60+80+100) \div 3 = 80$ （％）
（加重平均）
 $(5人 \times 60) + (2人 \times 80) + (3人 \times 100) = 76$ （％）
10人

なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。

（１）休業等を実施する前の任意の１か月（所定労働日数が明らかに少ない月（２月など）を除く。）の所定労働日数に12を乗じた日数

（２）● 事業所内の大多数の従業員の所定労働日数が同じ場合

・ 祝日を含む週休２日制の場合 …… 年間240日
・ 祝日を含まない週休２日制の場合 …… 年間261日

または、

● 部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合

その部署等に従事する年度末の労働者数等（※）により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数を記入してください。

（例）

A 部署 従業員 2人……所定労働日数252日
B 部署 従業員 3人……所定労働日数264日

$(2人 \times 252日) + (3人 \times 264日) = 259日$
5人

ただし、休業等協定による休業手当等の算定に当たって、賃金の日割り計算において、所定労働日数によらず、所定労働日数より大きな任意の日数や暦日数を用いる場合は、365日と記入してください（所得税徴収高計算書を使用する場合で、同様の場合は30日と記入してください）。

なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。

※ （３）の分母は、年度末の人数で計算するため、（２）と（３）の分母の人数は、一致しない場合があります。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

6. 【雇用調整助成金助成額算定書記載例】②（（7）～（12）欄）

令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の助成率は、大企業事業主の方は2/3（中小企業事業主の方は4/5）、また、解雇等を行わない場合には大企業事業主の方は3/4（中小企業事業主の方は10/10）が適用されます。

令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の助成額（日額）の最高額は、15,000円です。

(7) 1人日当たり助成額単価 [(6) × 助成率 (10/10)] ※15,000円を超える時は15,000円	8,862 円	8,862 円	10,425 円
(8) 月間休業等延日数 ※様式新特第9号の⑧、⑫及び⑬欄から転記。	① (9号⑧から転記) 23 人・日	② (9号⑫から転記) 4 人・日	③ (9号⑬から転記) 2 人・日
(9) 教育訓練に係る加算額 [(8) × 加算額 (2,400 円)]			4,800 円
(10) 支給を受けようとする助成額 [休業の場合 (7) × (8)] [教育訓練の場合 (7) × (8) + (9)]	203,826 円	35,448 円	25,650 円
(11) (10)の小計	④ 239,274 円	⑤ 25,650 円	
(12) (11)の合計	264,924 円		

※ (1) 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、(2) 及び (3) 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、(4) 及び (6) ～ (8) 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

月間延日数を記入してください
(様式特第9号の各合計欄と一致します。)

**本様式は自動計算機能が付いていますので、
この機能を使用する方はピンク色のセルのみ
入力してください。
(青色のセルは自動計算されます。)**

※ この様式による申請が2回目以降である場合、
(1)～(4)までは省略して差し支えありません。
各欄の端数については(4)及び(6)～(8)は切り上げ、
(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）の場合の雇用調整助成金を受給される事業主の方が教育訓練を行った場合の加算額は、大企業事業主の方は1,800円（中小企業事業主の方は2,400円）を選択してください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。

7. 【雇用調整助成金（休業等）支給申請書記載例（休業・教育訓練の場合）】

様式新特第7号申請書（新型コロナウイルス感染症関係）

雇用調整助成金（休業等）支給申請書

雇用調整助成金（休業・教育訓練）の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和 2 年 5 月 15 日

事業主
又は
代理人 住所 〒 123 - 4567 東京都〇〇区4-5-6
名称 〇〇興業株式会社
氏名 代表取締役 安定太郎

事業主の印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険
労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行書又は同令第16条の3に規定する事務代理書の場合、上欄に事業主の記名押印等を、
下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿
（ 飯田横 公共職業安定所経由）

事業主又は
（提出代行書・事務代理書）
社会保険労務士

住所 〒 -
名称
氏名

賃金締切日が毎月一定の期
日で定められている場合、○で
囲み日付を記入してください。

判定基礎期間ごとに提出
し、判定基礎期間の末日の翌
日から起算して2か月以内
に提出してください。
なお、令和2年1月24日～5
月31日の間に初日がある判
定基礎期間は、令和2年8月31
日まで申請が可能です。

対象労働者の所定労働日数
の合計を記入してください。

対象労働者は、休業等を実施
する事業所の休業等を実施
していない者を含めた雇用保
険の被保険者の人数です。
ただし、解雇を予告された
被保険者、退職願を提出した
被保険者、事業主による退職
勧奨に応じた被保険者及び日
雇労働被保険者等を除きま
す。

休業規模が大企業事業主の
場合は3.3（1/30×100）、中小企
業事業主の場合は2.5（1/40×
100）以上であれば助成対象と
なります。

支給を受けようとする助成
金額（4）と（5）の合計の金額を
記入してください。

金融機関名及び支店名を必ず
記入してください。

①休業等実施事業所	(1) 名称 〇〇興業株式会社	(2) 所在地 〒 123 - 5678 東京都〇〇区4-5-6 ※大・中小
	事業所番号 1234-567890-1 労働保険番号 13101654321000	電話番号 03 - 1234 - 5678
②休業等の規模	(3) 事務担当者職氏名 総務部長 厚生花子	(4) 事業の種類 合板（ベニヤ板）製造業 産業分類（中分類） 16木材・木製品製造業
	(5) 賃金締切日 a 毎月（末）日・b その他（ ）	(6) 対象労働者数（裏面記入要領2参照） 5 人
③助成額の算定	(4) 月間休業延日数 （様式新特第8号の(8)①②の日数計） 27 人・日	(2) 月間教育訓練延日数 （様式新特第8号の(8)③） 2 人・日
	(4) 月間所定労働延日数 105 人・日	(5) 月間平均所定労働日数 [(4)÷(1)⑥] （小数点第2位以下切り捨て） 21 日
④方式 法別	(1) 助成対象となる月間休業延日数 （様式新特第8号の(8)①②の日数計） 27 人・日	(2) 助成対象となる月間教育訓練延日数 （様式新特第8号の(8)③） 2 人・日
	(4) 支給を受けようとする助成金額（休業） （様式新特第8号の(11)④の額） 239,274 円	(5) 支給を受けようとする助成金額（教育訓練） （様式新特第8号の(11)⑤の額） 25,650 円
※労働局処理欄	(6) 合計額 [(4)+(5)] 264,924 円	(3) 月間休業等延日数 [(1)+(2)] 29 人・日
	(6) 休業規模 [(3)÷(4)×100] （小数点第2位以下切り捨て） 27.6	(6) 合計額 [(4)+(5)] 264,924 円
※安定所処理欄	国庫金振込（取引金融機関店名） ××銀行 支店名 飯田横支店 金融機関コード 9999 支店コード 999 口座名義（フリガナ） 〇〇興業（マルマルコウギョウ） 口座の種類 普通 口座番号 197843	※判定基礎期間 令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 4 月 30 日
	(6) 労働保険料の滞納状況 （システムから確認）	(H) 過去の不正受給
※安定所処理欄	(I) 労働関係法令違反の有無	(J) 過去の不正受給
	●助成金支給番号	●支給決定年月日 年 月 日
※安定所処理欄	労働局決裁欄 （局長）（部長・次長）（課長・統括）（係長・係長）（係長・係長）	労働局決裁欄 （局長）（部長・次長）（課長・統括）（係長・係長）（係長・係長）
	旧上限額まで 246,370 円 旧上限額超過 18,554 円	旧上限額超過 18,554 円
※安定所処理欄	区分 [A] 判定基礎期間 助成対象休業等延日数	[B] 判定基礎期間 雇月末日対象労働者数
	休業等助成金 人・日 教育訓練分助成金 人・日	[C] [A]÷[B] 人 日
※安定所処理欄	[D] 前判定基礎 期間後残日数	[E] 残日数
	[F] 支給判定金額 （休業） 円 （教育訓練） 円	安定所決裁欄 （所長）（部長・次長）（課長・統括）（係長・係長）（係長・係長）

本様式は自動計算機能が付いていま
すので、この機能を使用する方はピ
ンク色のセルのみ入力してくださ
い。
（黄色のセルは算定書から自動入力
されます）
（青色のセルは自動計算されます。）

裏面がありますので、必ず支給申請書の裏面を読んだ上で申請してください。

（※）中小企業事業主とは、
小売業（飲食店を含む） 資本金 5,000万円以下又は従業員 50人以下
サービス業 資本金 5,000万円以下又は従業員 100人以下
卸売業 資本金 1億円以下又は従業員 100人以下
その他の業種 資本金 3億円以下又は従業員 300人以下
をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

(労働者に休暇を取得させた事業者向け)

一部拡充予定 (適用については後日詳細発表)

別添②③

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

※**令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げます。**

【適用日】

令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
：0120-60-3999

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援

(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

一部拡充予定 (適用については後日詳細発表)

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

※ **令和2年4月1日以降の日について1日当たり7,500円（定額）に引き上げます。**

【適用日】

令和2年2月27日～9月30日

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
： 0120-60-3999

詳細は、 **臨時休業 個人委託** で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



持続化給付金

別添②4-1

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

**【申請要領・よくあるお問合せ等】**

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

**【お問合せ先】**

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分

※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）

持続化給付金

【申請サポート会場】

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月12日（火）より順次、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

※順次情報を更新します。



【事前予約の方法】

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）の3パターンがございます。

①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



②電話予約（自動）※5月18日（月）より受付開始予定

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法を案内します。番号は後日公表いたします。

③電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9時～18時

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局HPまたは、経済産業省HPをご確認ください。

【持続化給付金の事務局HP】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



【経済産業省HP】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>



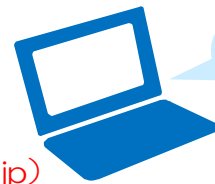
持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

持続化給付金の申請用HP（<https://jizokuka-kyufu.jp>）

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
【本登録】へ

4

ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人の基本事項と、
ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳等の写し
※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

概略②（申請のうち本登録の流れ）

宣誓・同意事項のチェック

- ☑ **給付対象要件**を満たしていること（満たしていない場合は電子申請で先に進めません）
 - (1) 2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下
 - (2) 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること
- ☑ 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- ☑ **不給付要件（給付対象外となる者）**に該当しないこと
 - (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織若しくは団体
 - (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者
- ☑ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☑ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- ☑ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☑ 持続化給付金給付規程（中小法人等向け）に従うこと

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力
※法人番号を入れたらカンタン

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP..22へ

申請フォームの入力

売上情報

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入（2019年度が2018年度の金額）
- 決算月（1月～12月）
- 対象月の月間事業収入（2020年の売上減少月の金額）
- 直前の事業年度の対象月の月間事業収入
→【申請金額】（＝給付額）は自動計算されます

添付資料

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度（原則2019年度）の **計3枚** 確定申告書別表一の控え（1枚）、及び法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確に記載されている）

※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名 ● 金融機関コード
- 支店名 ● 支店コード
- 種別（普通・当座）
- 口座番号 ● 口座名義人



添付資料

- ① 法人名義の口座通帳の写し（法人の代表者名義も可）
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

申請の手続

＜通常の申請＞

1.申請の要件を確認する

2.申請する

＜申請の特例＞

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■給付対象者・不給付要件

●給付対象者

- (1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ①資本金の額又は出資の総額（※1）が**10億円未満**であること。
②**資本金の額又は出資の総額が定められていない場合**は、常時使用する従業員（※2）の数が**2,000人以下**であること。

- (2) **2019年以前から事業により**事業収入（売上）を得ており、**今後も事業を継続する意思があること**。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月**（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます**。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

●不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1) から(4) までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■申請期間・方法

(1)申請期間

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP（<https://jizokuka-kyufu.jp>）からの電子申請。（電子申請の詳細はP12～を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

■入力必須事項

- ① 法人番号 ② 法人名
③ 本店所在地 ④ 業種 ⑤ 設立年月日
⑥ 資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数
⑦ 代表者・担当者情報 ⑧ 代表者・担当者連絡先
⑨ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入
⑩ 決算月 ⑪ 対象月及び対象月の月間事業収入
⑫ 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義も可。）に関する情報

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- ①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。
e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの
※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。
- ③法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④その他事務局が必要と認める書類

1. 申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

■宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の7項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。（申請画面にて、宣誓・同意頂きます。）

●宣誓・同意事項

- （1）給付対象者の要件を満たしていること
- （2）不給付要件に該当しないこと
- （3）入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- （4）事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- （5）不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- （6）暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- （7）持続化給付金給付規程（中小法人等向け）に従うこと

1. 申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

■給付額の算定方法

給付金の給付額は、200万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。

※月間事業収入が、前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月を【対象月】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

例)

- ・ 3月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2018年4月から2019年3月となります。
- ・ 12月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2019年1月から2019年12月となります。

■給付額の算定式

S：給付額（上限200万円）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は200万円となります。

1. 申請の要件を確認する（算定例（3月決算））

■給付額の算定例

給付金額の算定例 1)

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20											

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円

2020年4月の月間事業収入：20万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$260\text{万円} = 500\text{万円} - 20\text{万円} \times 12$$

$$260\text{万円} > 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 200万円

1. 申請の要件を確認する（算定例（12月決算））

■ 給付額の算定例

給付金額の算定例 2)

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：300万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：13万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$$

$$144\text{万円} < 200\text{万円（上限額）}$$

給付額 144万円

申請の手続

＜通常の申請＞

1.申請の要件を確認する

2.申請する

＜申請の特例＞

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

2. 申請する（基本情報・口座情報を入力）

■基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	法人番号	13桁の法人番号を入力してください
②	法人名	会社名を記入してください
③	住所	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
④	書類送付先 ※③と同じ場合は記載不要	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
⑤	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご記入ください（申請画面で選択式）
⑥	設立年月日	法人の場合：設立年月日 西暦で入力してください
⑦	資本金の額又は出資の総額	資本金の額又は出資の総額を入力してください
⑧	常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数を入力してください
⑨	代表者役職	代表者の役職を入力してください
⑩	代表者氏名	代表者の氏名とフリガナを入力してください
⑪	代表電話番号	電話番号を入力してください
⑫	担当者氏名	担当者の氏名とフリガナを入力してください 代表者と同じ場合「同上」とご記入ください。
⑬	担当者電話番号	担当者の電話番号を入力してください 代表者電話番号と同じ場合「同上」とご記入ください。
⑭	担当者メールアドレス	担当者のメールアドレスを入力してください ※任意
⑮	前の事業年度の事業収入	前の事業年度分の事業収入の合計を入力してください
⑯	決算月	決算月を入力してください
⑰	対象月	対象月を記入してください
⑱	対象月の月間事業収入	前の事業年度の同月の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください

■口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	金融機関名	銀行名を記入してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を記入してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金/当預預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義	法人の場合：法人名と一致するもの☑

※口座名義人は申請される法人名と一致している必要がありますが、法人の代表者名義でも可とします。

2. 申請する（証拠書類等の添付）

■証拠書類等の種類

- 申請するにあたり下記の3種類の証拠書類等の提出が必要となります。
※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
①	確定申告書類	・ 確定申告書別表一の控え（1枚） ・ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面）） ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。	P15,16
②	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	・ 対象月の売上台帳等	P17
③	通帳の写し	・ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・ 口座番号・口座名義人が確認できるもの	P18

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付する必要があります。（P.16参照）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

【原則】

確定申告書第一表の控には収受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付する必要があります。（P.16）

【例外】

収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。（様式自由）を提出することで代替することができます。（P.23）

2. 申請する（証拠書類等の添付①-1 確定申告書）

①-1 確定申告書類（計3枚）

- 確定申告書別表一の控え（1枚）
 - 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。
※収受日付印の押印がない場合、P.23を参照して下さい。

■確定申告書別表一（1枚）

■法人事業概況説明書（2枚（両面））

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合、次頁を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①-2 e-Tax）

①-2確定申告書類 e-Tax（4枚）

■受信通知（1枚）

国税電子申告・納税システム（e-Tax）

ログイン中

受付システム

メール詳細

閉じる

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

■ 申告内容

提出先	仙台北税務署
利用番号別番号	2560041600910057
氏名又は名称	国税局事務式会社
代表者等氏名	国税太郎
受付番号	20191118163318501113
受付日時	2019/11/18 16:33:18
種目	法人税及び地方法人税申告書
事業年度 自	平成30年04月01日
事業年度 至	平成31年10月31日
税目	法人税
申告の種類	確定
所得金額又は欠損金額	1,000,000円
差引確定法人税額	1,000,000円
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	—
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	—
税目	地方法人税
申告の種類	確定
課税標準法人税額	1,000,000円
差引確定地方法人税額	5,000,000円
備考	HUB42751:ダイレクト納付、A.T.Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて納納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付してください。

※受信通知がない場合、P.23を参照して下さい。



■確定申告書別表一（1枚）

[illegible]

■法人事業概況説明書（2枚（両面））

[illegible]

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。
フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、
エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータ
が対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。
（２０２０年●月と明確に記載されている等）

経理ソフトから抽出した売上データ



月間売上合計

販売済
未済
未定

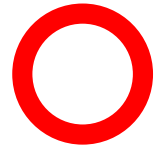
2014 12 25

00:00

CSV

※前年度の売上高を多い日として平均したものを、金額が1万円単位で表示します。

日	曜日	顧客名	顧客名	コード	品名	サイズ	その他1	その他2	注文数	注文数	注文数	小計	サービス
01	月	2014/12/01 20:39:33	2014/12/01 20:40:30	W2500	W1,1730	VO	VO	VO	10	61	V356.80	V356.80	VO
02	火	2014/12/01 13:41:37	2014/12/01 08:22:44	V95200	V12,6400	VO	VO	VO	10	57	V337.60	V337.60	VO
03	水	2014/12/02 08:58:49	2014/12/03 22:03:29	V17,7000	V4,0000	VO	VO	VO	10	40	V21.000	V21.000	V110
04	木	2014/12/03 22:03:48	2014/12/04 25:15:05	V22,1000	V11,0200	VO	VO	VO	10	57	V338.10	V338.10	VO
05	金	2014/12/05 16:31:56	2014/12/05 16:31:56	V93,9000	V6,4000	VO	VO	VO	10	58	V31.000	V31.000	VO
06	土	2014/12/06 09:08:10	2014/12/06 21:14:10	V27,6000	V17,7700	VO	VO	VO	10	60	V336.00	V336.00	VO
07	日	2014/12/06 21:14:27	2014/12/07 21:55:47	V30,0000	V11,7000	VO	VO	VO	10	71	V41.070	V41.070	VO
08	月	2014/12/08 12:11:33	2014/12/08 22:22:44	V95,2000	V12,6400	VO	VO	VO	10	109	V101.000	V101.000	VO
09	火	2014/12/09 22:27:27	2014/12/09 22:36:16	V43,3000	V12,8800	VO	VO	VO	10	58	V56.380	V56.380	VO
10	水	2014/12/10 22:38:38	2014/12/11 22:38:38	V45,0000	V14,4700	VO	VO	VO	10	95	V59.470	V59.470	VO
11	木	2014/12/11 22:48:54	2014/12/11 22:48:54	V95,2000	V12,6400	VO	VO	VO	10	128	V106.800	V106.800	VO
12	金	2014/12/12 22:55:54	2014/12/13 22:58:36	V45,0000	V25,3600	VO	VO	VO	10	126	V74.050	V74.050	VO



エクセルで作成した売上データ



2019年度売上帳

請求月	1	月分	1月1日	～	1月31日	請求日	2019年2月1日
売上	0	(内税)	8%対象	0	10%対象	0	印刷

▲▼

※印は軽減税率対象商品です。

No.	日付	取引先	得意先	商品名	数/単位	単価	合計 (税込)
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							

3

はじめに

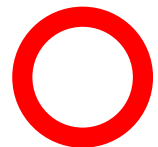
売上帳

取引先

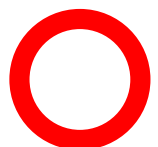
設定

請求書

+



手書きの売上帳のコピーなど

[illegible]

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付③通帳の写し）

③通帳の写し

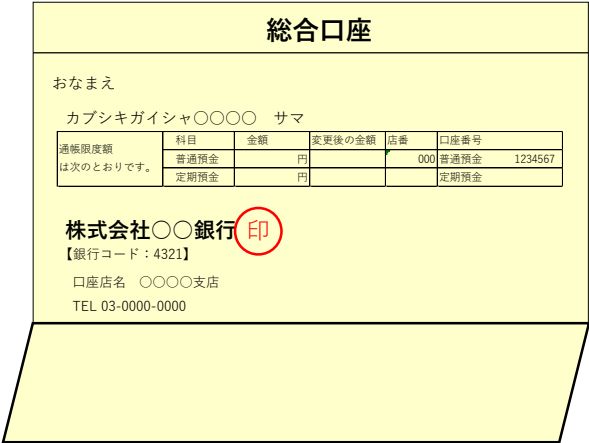
法人名義の口座の通帳の写し。（法人の代表者名義も可）
銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるように
スキャン又は撮影して下さい。
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた
1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出
してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を
提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・
名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いが
できません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

■登録内容の確認

- 宣誓・同意事項の承認（チェック）
- 下記の入力情報が正しいかの確認
 - ①基本情報
 - ②売上額（申請金額は自動計算）
 - ③口座情報

■証拠書類等の添付・確認

- 証拠書類等が正しく添付されているかの確認
 - ①確定申告書別表一の控え及び
法人事業概況説明書の控え
 - ②2020年の対象月の売上台帳等
 - ③通帳の写し

2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

■申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。
なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

■不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ②申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合、特例の適用を選択することができます。

※ただし、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。
※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限200万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

■証拠書類等

- ① 基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え
※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分
- ② 対象期間の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

■算定例

毎年5月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたがないパターン

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3ヶ月

2019年度（年間事業収入：650万円、基準期間事業収入：600万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	150	300	150	10	10	0	0	0	0	0	0	30

適用条件① 対象期間 同月の3か月間 事業収入が50%以上減少

2020年度（対象期間事業収入：250万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	100	100	50	10	0	0	0	0	0

600万円（基準期間事業収入）－ 250万円（対象期間事業収入）＝ 350万円
 400万円 > 200万円（上限額）

給付額200万円

■算定例

毎年3月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたぐパターン
 ※この場合は、2018年度・2019年度の確定申告書類の控えの2つを提出してください。

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3ヶ月

この場合は、2019年2月～2019年4月（250万円）の月間事業収入の合計が、2019年度の年間事業収入（290万円）に占める割合に基づいて判断。

2018年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	10	10	10	10	20	20	20	30	30	70	120

2019年度（年間事業収入：290万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	20	20	10	10	20	20	20	30	30	30	20

適用条件① 対象期間 同月の3か月間（70万円） 事業収入が50%以上減少

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	20	10	10	10	10	20	20	20	30

250万円（基準期間事業収入）－ 70万円（対象期間事業収入）＝ 180万円
 180万円 < 200万円（上限額）

給付額180万円

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

個人事業者等の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年分の確定申告書類の控え
 - 売上減少となった月の売上台帳等の写し
 - 身分証明書の写し
- ※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

概略②（申請のうち本登録の流れ）

宣誓・同意事項のチェック

- ☑ **給付対象要件**を満たしていること（満たしていない場合は電子申請で先に進めません）
 - (1) 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること
- ☑ 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- ☑ **不給付要件（給付対象外となる者）**に該当しないこと
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (2) 宗教上の組織若しくは団体
 - (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとして中小企業庁長官が判断する者
- ☑ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☑ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金を返還すること
- ☑ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☑ 持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）に従うこと

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP. 25へ

申請フォームの入力

売上情報

- 2019年の年間事業収入
- 対象月の月間事業収入（2020年の売上減少月の金額）
- 2019年の対象月と同月の月間事業売上
→【申請金額】（＝給付見込額）は自動計算されます

添付資料

- ① ▼青色申告の場合 **計3枚**（(a)1枚のみ可）
 - (a) 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）、及び
 - (b) 所得税青色申告決算書の控え（2枚）
※（(a)のみを提出する場合は、P10を要確認）

- ▼白色申告の場合 **計1枚**
2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）

※確定申告書第一表の控には收受日付印が押されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確に記載されている）
※売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名 ● 金融機関コード
- 支店名 ● 支店コード
- 種別（普通・当座）
- 口座番号 ● 口座名義人

添付資料

- ① 申請者本人名義の口座通帳の写し
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- ② 本人確認書類
（住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれか）
 - (1) 運転免許証（両面）
 - (2) 個人番号カード（表面のみ）
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限り）※いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る
 - (1)～(4)を保有していない場合には、(5)又は(6)いずれかの組み合わせで代替することができる
 - (5) 住民票の写し及びパスポートの両方
 - (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

申請の手続

＜通常の申請＞

1.申請の要件を確認する

2.申請する

＜申請の特例＞

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■給付対象者・不給付要件

●給付対象者

- (1) **2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること。**

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、2019年の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）**があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

※青色申告を行っている場合、年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いる。ただし、青色申告を行っている者で、①所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は住民税の申告書類の控えを用いる場合には、月次の事業収入を確認できないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

●不給付要件

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■申請期間・方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>) からの電子申請。（電子申請の詳細はP12～を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

■入力必須事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 屋号・雅号 | ② 申請者住所 |
| ③ 業種 | ④ 申請者氏名 |
| ⑤ 生年月日 | ⑥ 連絡先 |
| ⑦ 2019年の事業収入 | ⑧ 対象月及び前年同月の月間事業収入 |
| ⑨ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報 | |

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

①青色申告を行っている場合

- （ア）2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え
- （イ）対象月の月間事業収入がわかるもの
- （ウ）申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- （エ）P.21の本人確認書類
- （オ）その他事務局等が必要と認める書類

②白色申告を行っている場合

- （ア）2019年分の確定申告書第一表の控え
- （イ）対象月の月間事業収入がわかるもの
- （ウ）申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- （エ）P.21の本人確認書類
- （オ）その他事務局が必要と認める書類

※（ア）について、少なくとも、2019年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。これらの提出が難しい場合には、P.18をご覧ください。

※（イ）について、売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

1. 申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

■宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の7項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。（申請画面にて、宣誓・同意頂きます。）

●宣誓・同意事項

- （1）給付対象者の要件を満たしていること
- （2）不給付要件に該当しないこと
- （3）入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- （4）事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- （5）不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- （6）暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- （7）持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）に従うこと

1. 申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

■給付額の算定方法

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。

※月間事業収入が、前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月を【対象月】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

■給付額の算定式（青色申告の場合）

S：給付額（上限100万円）
A：2019年の年間事業収入
B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は100万円となります。

■給付額の算定式（白色申告の場合）

S：給付額（上限100万円）
A：2019年の年間事業収入
B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は100万円となります。

1. 申請の要件を確認する（算定例（青色申告））

■給付額の算定事例

給付金額の算定例 1) 青色申告の場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

2019年の年間事業収入：300万円

2019年の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：13万円

2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$$

$$144\text{万円} > 100\text{万円（上限額）}$$

給付額 100万円

※ただし、青色申告を行っている者であって、

① **所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）**

② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者

③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、次頁の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

1. 申請の要件を確認する（算定例（白色申告））

■ 給付額の算定事例

給付金額の算定例2）白色申告の場合

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

2019年の年間事業収入：300万円
2019年の月平均の事業収入：300万円/12＝25万円
2020年4月の月間事業収入：10万円

2019年4月分の月間事業収入が25万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

180万円 = 300万円－10万円×12

180万円 > 100万円（上限額）

給付額 100万円

申請の手続

<通常の申請>

1.申請の要件を確認する

2.申請する

<申請の特例>

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

2. 申請する（基本情報・口座情報の入力）

■基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	屋号・雅号	屋号又は雅号を記入してください
②	申請者住所	本人確認書類と同じ 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
③	書類送付先	②と同じ場合は記載不要 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
④	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご記入ください（申請画面で選択式）
⑤	申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
⑥	生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
⑦	申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
⑧	申請者メールアドレス	申請者のメールアドレスを入力してください
⑨	2019年の事業収入	2019年の売上金額を入力してください
⑩	対象月	対象月を記入してください
⑪	対象月の月間事業収入	青色申告の場合：2019年の同月の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください 白色申告の場合：2019年の平均の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください
⑫	対象月の2019年同月の事業収入	対象月の2019年同月の事業収入を記入してください

■口座情報の入力

①	金融機関名	銀行名を記入してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を記入してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金/当預預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義	申請者名と一致するもの

※口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

2. 申請する（証拠書類等の添付）

■証拠書類等の種類

■申請するにあたり申告の種類に応じて下記の4種類のうち3種類の証拠書類等の提出が必要となります。

※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類（青色申告）	・ 確定申告書第一表（1枚） ・ 所得税青色申告決算書（2枚）	P.15
	確定申告書類（白色申告）	・ 確定申告書第一表（1枚） ※収受日付印が押されていること。	P.16
②	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	・ 対象月の売上台帳等	P.19
③	通帳の写し	・ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・ 口座番号・口座名義人が確認できるもの	P.20
④	本人確認書の写し	・ 本人確認書類	P.21

【原則】

確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。（P.17）

【例外1】

収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。（P.18）

【例外2】

例外1によることもできず、「納税証明書（その2所得金額用）」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要します。また、確認の結果給付金の給付ができない場合があります。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください。）。

詳しくは[国税庁のHP](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)をご覧ください。
(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

納税証明書（その2所得金額用）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①-1青色申告）

①-1確定申告書類 青色申告（最大計3枚）

- 確定申告書第一表の控え（1枚）
- 所得税青色申告決算書の控え（2枚）

→ 2019年分を提出してください

※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■確定申告書第一表（1枚）

窓口又は郵送にて確定申告した場合

■所得税青色申告決算書（2枚）

税務署でe-Taxにて確定申告した場合

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、P.17を参照して下さい。

※確定申告書第一表の控えに収受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.18を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①-2白色申告）

①-2確定申告書類 白色申告（1枚）

● 確定申告書第一表の控え（1枚）

→ 2019年分を提出してください。

※収受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■確定申告書第一表（1枚）

[illegible]

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、P.17を参照して下さい。

※確定申告書第一表の控えに収受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.18を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①-3 e-Tax）

①-3確定申告書類 e-Tax -青色申告（4枚）、白色申告（2枚）-

■受信通知（1枚）

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先		●●税務署	
利用者識別番号		1234567891234567	
氏名又は名称		持統化 太郎	
受付番号		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
受付日時		20XX/XX/XX XX:XX:XX	
年分		令和 ●年分	
種目		所得税及び復興特別税	
所得金額		XXXXXXXX円	
第3期分の税額	納める税金	XXXXXXXX円	
	還付される税金	XXXXXXXX円	
「所得金額」欄について			

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。
※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。



＜青色申告の場合＞

- 確定申告書第一表（1枚）
- 所得税青色申告決算書（2枚）

＜白色申告の場合＞

- 確定申告書第一表（1枚）

又は

※e-Taxを通じて申請を行っており、受信通知がない場合、P.18を参照して下さい。
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①の特例）

①-3確定申告書類 収受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合

■納税証明書（その2所得金額用）（1枚）

収受日付印（受付日時の印字）または受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください。）。詳しくは[国税庁のHP](#)をご覧ください。

+

<青色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）
- 所得税青色申告決算書（2枚）

※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印（受付日時の印字）は不要です

<白色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）

※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印（受付日時の印字）は不要です

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

■②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。
フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、
エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータ
が対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。
(2020年●月と明確に記載されている等)

経理ソフトから抽出した売上データ



月間売上合計											
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
営業時間		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
店舗名											

エクセルで作成した売上データ



売上月		1 月分		1月1日 ~ 1月31日	
売上		0 (内税)		0 10%対象	
売上		0 (内税)		0 10%対象	

売上月

1 月

1 月分

1月1日 ~ 1月31日

請求日

1 月

1 日

~ 31日

請求日

2019年2月1日

請求元

印刷

※印は税減税率対象商品です。

No.	日付	取引先	品名	数/単位	単価	合計 (税込)
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						

売上種

取引先

設定

請求書

印刷

手書きの売上帳のコピーなど

[illegible]

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

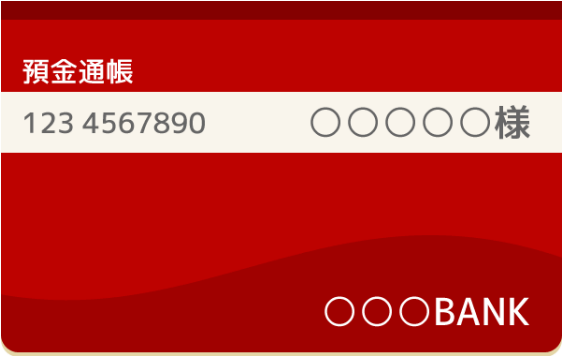
2. 申請する（証拠書類等の添付③通帳の写し）

■③通帳の写し

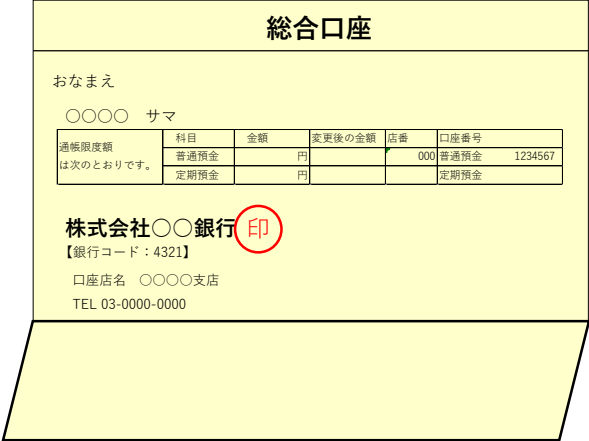
申請者名義の口座の通帳の写し。
銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるよう
スキャン又は撮影して下さい。
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた
1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出
してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を
提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・
名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いが
できません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付④本人確認書類）

■④本人確認書類

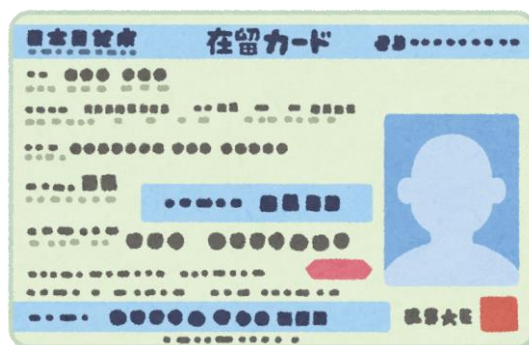
本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限り。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限りします。

なお、(1) から (4) を保有していない場合は、(5) 又は (6) で代替することができるとします。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方 ※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方



+



+



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

■登録内容の確認

- 宣誓・同意事項の承認（チェック）
- 下記の入力情報が正しいかの確認
 - ①基本情報
 - ②売上額（申請金額は自動計算）
 - ③口座情報

■証拠書類等の添付・確認

- 証拠書類等が正しく添付されているかの確認
 - ①-1青色申告：確定申告書第一表の控え及び
所得稅青色申告決算書の控え
 - ①-2白色申告：確定申告書第一表の控え
 - ②2020年の対象月の売上台帳等
 - ③通帳の写し
 - ④本人確認書類

※上記①については、確定申告の実施状況に応じて、青色申告又は白色申告に係る書類を提出してください。

2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

■申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振込を行います。
なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

■不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ②申請者の屋号・雅号等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

B-2 季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい事業者）

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

※ただし、P.15又はP.17の所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。

※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限100万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

- 証拠書類等
- ① 2019年分の確定申告書類の控え
※基準期間が複数年にまたがる場合には当該年分全て
 - ② 対象期間の売上台帳等
 - ③ 通帳の写し
 - ④ 本人確認書類

【例】毎年3月頃に収入が大きい者の場合

基準期間（適用条件②）
年収50%を越える連続した3ヶ月

50%以上減少（適用条件①）

対象期間
同月の3か月間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
万円	0	0	300	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100
円																

（通常の算定式を用いると、 $500 - 100 \times 12 < 0$ となり給付額はゼロ。）
特例を適用すると

$$500\text{万円（基準期間事業収入）} - 200\text{万円（対象期間事業収入）} = 300\text{万円}$$
$$300\text{万円} > 100\text{万円（上限額）}$$

給付額100万円

家賃支援給付金

別添②⑤

新規

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

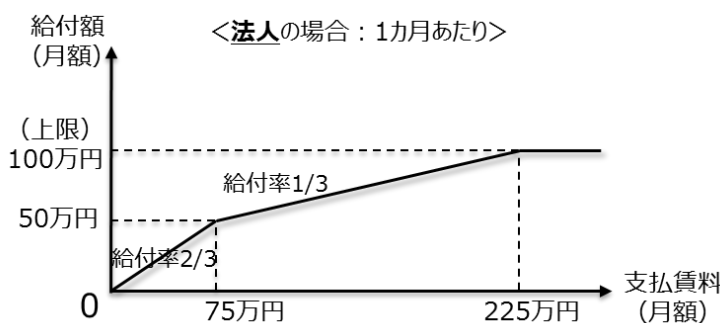
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

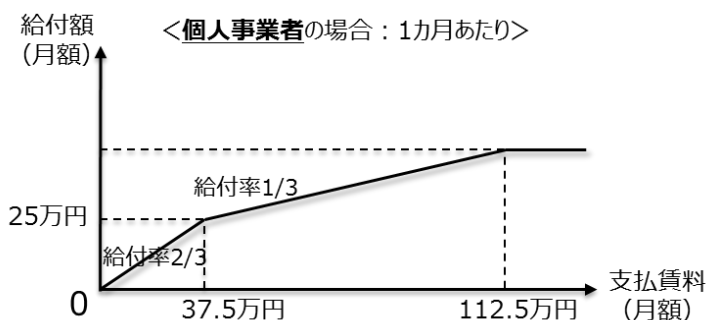
- ① いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



⇒法人は最大600万円



⇒個人事業者は最大300万円

詳細な条件や申請方法等については、準備が整い次第、経済産業省HP等で公表させていただきます。

※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

特別定額給付金のご案内

別添②⑥

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

誰に？

令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから？

申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、

できるだけ早く申請書を郵送します。

申請は受付開始日から3か月以内に行ってください。

どうやって申し込む？

市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。

感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請

申請書に振込先口座などを記入して、
必要書類とともに市区町村に返送ください。

オンライン
申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

<https://kyufukin.soumu.go.jp>



▶お問合せ先は、こちら（特別定額給付金コールセンター）

0120-260020（フリーダイヤル 応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

サギ（詐欺）に注意！！

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。

給付金に関連して、国や市区町村が以下のようなことをすることは

【絶対に】ありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶お住まいの市区町村
- ▶お近くの警察署
- ▶警察相談専用電話「#9110」
- ▶消費者ホットライン「188」
- ▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」（5/1以降）
- （局番なしの3桁）

よくあるご質問

マイナンバーカードがないとオンライン申請はできませんか？

オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方は郵送申請をお願いします。

DV被害で、住んでいる市区町村と住民票の市区町村が異なります。 どうすればいいですか？

給付を受けるため、できる限り早く、今お住まいの市区町村に、
DVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてください。
詳しくは、その市区町村におたずねください。

外国人にも給付されますか？

令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら
外国人の方にも給付されます。
なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

申請書以外に準備すべき書類はありますか？

申請方式により、以下の書類が必要となります。

郵送方式

①本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し

②振込先口座確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、
インターネットバンキングの画面の写し
(水道料引き落とし等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要)

オンライン 申請方式

②振込先口座確認書類

※マイナンバーカードを持っている方は、
電子署名により本人確認を実施するので、①本人確認書類は不要です。

詳しくはこちら

特別定額給付金
コールセンター

0120-260020

(5月2日以降)

03-5638-5855 (5月1日まで)



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。今回、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充しました。

① ものづくり・商業・サービス補助

➤ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4（※）

【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）（※）

② 持続化補助

➤ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4（※）

【事業再開枠（通常枠・特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）（※）

【追加対策枠（通常枠・特別枠・事業再開枠の上乗せ）】 補助上限：50万円

③ IT導入補助

➤ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】 補助上限：30～450万円 A類型：2/3、B・C類型3/4（※）

特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

※ 「特別枠」のA～C類型及び特別枠対象経費の内容については32ページを参照ください

■ 各補助事業の公募スケジュール① ものづくり・商業・サービス補助

通常枠・特別枠共通：
公募中、申請締切 8月3日（月）17時

② 持続化補助

通常枠：公募中、10月2日（金）当日消印有効
特別枠：公募中、8月7日（金）必着

③ IT導入補助

通常枠・特別枠共通：
公募中、申請締切 6月26日（金）17時
※詳細は各補助金ページ（33～36p）を参照ください

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通）

【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
（例：WEB会議システム、シンクライアントシステム等の導入）

■事業再開枠の対象 ※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- 換気設備
- その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースレスシステム等）
- 掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



【各補助金に関するお問合せ】

本パンフレットP33-36に記載の各補助金お問合せ先をお願いいたします。

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部 生産性革命推進事業室

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業室：03-6459-0866

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

基本情報

対象 : 中小企業・小規模事業者 等
補助上限 : 原則1,000万円
補助率 : 【通常枠】中小1/2、小規模2/3
【特別枠（類型A）】2/3、【特別枠（類型B又はC）】3/4
【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】上限50万円・定額（10/10）

※ 詳細は31、32ページ参照

※ 特別枠では、①交付決定日以前・事前着手承認日以降に発生した経費、②公告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

※ 事業再開枠では、5月14日以降に実施した取組まで遡って経費を補助します。

想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

公募スケジュール（3次締切）※通常枠・特別枠共通

申請開始 : 5月22日（金）17時（公募要領公開中）

申請締切 : 8月 3日（月）17時

※3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

または、右のQRコードよりご確認ください。



現在、コロナウイルス感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小させていただいております。そのため、ご照会につきましては、原則電子メールにてお願いいたします。ご照会内容によって、宛先が異なりますのでご注意ください。

公募要領に関するお問合わせ : monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問合わせ :
monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

お問い合わせが集中した場合、ご回答までにお時間をいただく場合がありますので、お問い合わせの前に公募要領、マニュアルをご確認いただきますようお願いいたします。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

②-1 持続化補助（一般型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：50万円、補助率：2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実の登記簿又は開業届の写しにより確認）

※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

3次締切：10月2日（金）当日消印有効

4次締切：2月5日（金）当日消印有効

※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます。）。

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助（一般型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 <http://www.shokokai.or.jp/jizokuka>

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



②-2 持続化補助（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：100万円、補助率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10）

※ 売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。

※ 2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

公募スケジュール

3次締切：8月7日（金）必着

4次締切：10月2日（金）必着

特別枠（コロナ特別対応型）の申請要件

32ページをご確認ください。

応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助（コロナ特別対応型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



③ IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、同時に補助事業者の申請受付を開始。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は、類型A（「甲」）：2/3、類型B又はC（「乙」又は「丙」）：3/4）

※詳細は31、32ページ参照

※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

※公募要領上では類型A：「甲」、類型B：「乙」、類型C：「丙」と記載

※特別枠では、4月7日以降の契約まで遡って補助します。

想定される活用例

・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

※特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

公募スケジュール

申請開始：5月11日（月）

通常枠（4次）、特別枠（3次）申請締切：6月26日（金）17時

通常枠（5次）、特別枠（4次）申請締切：7月10日（金）17時

※7/10（金）の締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に、複数回締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※「IT導入補助金2020」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにおいても受け付けております。

https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。



厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

**猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。**

※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】

- 国民健康保険料（税）について
⇒ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒ お住まいの市区町村の介護保険担当課

テレワーク設備導入 にかかる費用の支援

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。 ※令和2年4月28日、5月1日一部改正

●新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの主な改正点

令和2年2月17日以降の取組について

- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
- ・パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用（※）も対象とします。
- ※5月31日までの経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限りま。

●テレワークコースの主な改正点

- ・1人当たりの上限額及び1企業当たりの上限額を倍増します。
- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
- ・成果目標を見直します。

詳細・応募方法は以下QRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース



テレワークコース



2. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（36ページ参照）

3. 税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制 ※詳細は調整中

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

 中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコード

よりご確認ください。※税制パンフレット9、22ページに記載しております。



感染症対策を含む 中小企業強靱化対策事業

別添③④

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

感染症対策に特化した「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」等を公表します。また、中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。

「事業継続力強化計画」認定制度とは？

中小企業等が、**自然災害等への事前対策をまとめた計画を、経済産業大臣が認定する制度**です。自然災害等リスクの認識や発災時の初動対応手順、人・モノ・カネ・情報等に対する事前の準備、訓練などの実行性を確保する取組などを記載していただきます。

認定を受けた事業者には、**税制優遇や金融支援**などの支援策が講じられます。（詳細はページ下部「「事業継続力強化計画」について」を参照）

今後以下の取組を実施する予定です。

① **感染症対策に特化した「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」、感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画策定の手引き」を公表。**

国において策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に中小企業が取り組むべき対応をまとめた「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」及び感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画」の策定の手引きについて、冊子や説明等のコンテンツを作成し、公表します。

② **新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援。**

新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ専門家を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、「事業継続力強化計画」等の事前の計画策定の支援を行います。

【参考ページ】

「事業継続力強化計画」について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

新型インフルエンザ対策のための事業継続計画

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>



納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告（及び納税）にお困りの方>（詳細はP66）

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長	全事業者	申告が必要な以下の税 - 申告所得税(及び復興特別所得税) - 消費税 - 相続税 の申告 (※) - 法人税 - 贈与税 → 申告期限以降も、柔軟に受付 ✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません ✓ 申告書の作成又は来署することが可能になった時点での税務署への申し出で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限（延長された期限を含む。）までにお支払いが困難な方**

		原則全ての税（詳細はP67）
納税の猶予	事業収入が 20%以上減少	2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → 無担保＋延滞税なしで、1年間納税猶予
	個別の事情がある場合	国税（詳細はP68） - 原則、1年間猶予（状況に応じて更に1年間猶予される場合あり） 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 財産の差押えや換価（売却）が猶予 ※税務署において所定の審査を行います。 ※地方税においても、国税と同様の措置を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP69） <個別の事情> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合

〇イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



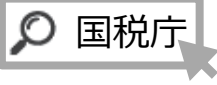
1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	・4月16日（木）まで期限を延長
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	・ <u>4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付</u>
贈与税	令和2年3月16日(月)	※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

- ◆ 4月17日（金）以降申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 国税庁 で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

(※1) **納税猶予**の要件

→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
前年同期比概ね**20%以上減少**

(※2) **軽減・免除**の要件

→ 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率

・**50%以上減少** : **ゼロ**
・**30%以上50%未満** : **1/2**

支払い 時期 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日まで に取得したもの。 ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した 構築物も対象) ・ 先端設備等導入計画 の提出が必要です。			

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。詳細はP 65をご覧ください。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する 3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国 (導入促進指針の策定) 協議 ↑ ↓ 同意 市町村 (導入促進基本計画の策定) 申請 ↑ ↓ 認定 中小企業 (先端設備等導入計画の策定)	対象地域	全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
	対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
	特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が 中小企業経営強化税制の対象になりました

- これまで、**中小企業経営強化税制**の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「**テレワーク等のための設備**」も対象に追加されました

<イメージ図>

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

テレワーク等のための
設備投資が追加

新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化
のいずれかに該当する設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

中小企業経営強化税制とは

- 青色申告書を提出する**中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備**について、**指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です**
- **対象となる設備、経営力向上計画の認定**については、**中小企業庁のホームページをご覧ください**

（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 制度の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。
（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > タックスアンサー（よくある税の質問）
> 法人税 > №5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>



2. ①中小企業経営強化税制

新型コロナウイルス感染症対応下における経営力向上計画の認定に関する柔軟な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営力向上計画の申請時に必要な「工業会証明書」や「経済産業局確認書」の発行遅延等により、設備を取得した事業年度末までに認定を受けられないケースにおいて、以下の特例を講じることとなりました。

○ 経営力向上計画の認定申請先において、令和2年2月以降に取得した設備に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請（受理）までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は、申請を受理することとします。

○ 令和2年9月30日までの期間に申請された経営力向上計画については、特例措置として、設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受けたものと、同様に扱うこととします。

※ 税制の適用に当たっては、設備取得後に経営力向上計画を申請する場合、設備を取得し事業の用に供した年度内に認定を受けなければなりません。この特例措置により、当該年度内に中小企業等経営強化法における認定を受けたものとして取り扱われ、税制の適用要件を満たすことになります。

※ 特例措置を受ける場合、認定書が確定申告書の提出期限までに入手できないケースも考えられますが、例えば、中小企業者等において、年度中に対象設備を取得・事業供用し、確定申告書を作成（本税制の適用があるものとして計算）済みであるものの、必要書類の入手が遅れている場合には、確定申告書を提出した後で、その必要書類が入手でき次第、税務署へ追加提出することも可能です。

※ 税務署への必要書類の追加提出については、この特例措置が令和2年9月30日までの申請となるため、遅くとも令和2年12月末までに税務署へ提出するようにしてください。必要書類の追加提出を行う中小企業者等については、その他の適用要件を満たすことを前提に本税制の特例が認められます。

※ 計画内容の審査の結果、認定が受けられず、必要書類の追加提出ができなかった場合には、本税制の適用要件を満たさないことになりますので、この場合は修正申告が必要となります。（中小企業者等が自主的に修正申告を行う場合には加算税はかかりません。）

○ この他にも、国税に関する取扱いとして、本税制の必要書類の入手が遅れたことなどにより期限までに申告が困難なケースについては、個別の申告期限延長が認められます。詳しくは、国税庁の「新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

少額減価償却資産の特例

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額 300 万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※1）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- ①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人（※2）の100%子法人（※3）等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- ④税制の適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年 15 億円を超える法人（※3）

※2 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人

※3 平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができます。

手続の流れ

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和2年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口